

第四十六回国会
衆議院

社会労働委員会議録 第三十七号

昭和三十一年四月二十七日(月曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 田口長治郎君

理事 井村 重雄君 理事 小沢 辰男君

理事 龜山 孝一君 理事 渡谷 直藏君

理事 田中 正巳君 理事 小林 進君

理事 八木 昇君

伊東 正義君 浦野 幸男君

大坪 保雄君 熊谷 義雄君

小宮山重四郎君 竹内 黎一君

地崎宇三郎君 西岡 武夫君

西村 英一君 橋本龍太郎君

藤本 孝雄君 松浦周太郎君

松山千恵子君 伊藤よし子君

滝井 義高君 八木 一男君

山田 耻目君 本島百合子君

吉川 兼光君 谷口善太郎君

出席國務大臣

内閣總理大臣 池田 勇人君

厚生 大臣 小林 武治君

出席政府委員

内閣法制局長官 林 修三君

厚生 事務官 梅本 純正君

(大臣官房長)

厚生 事務官 黒木 利克君

(児童局長)

厚生 事務官 山本 正淑君

(年金局長)

厚生 事務官 實本 博次君

(社会保険庁長)

年金局長 金保 誠君

委員外の出席者

厚生 事務官 高木 玄君

厚生 事務官 福田 勉君
社会保険庁長 金保 誠君
年金局長 金保 誠君

厚生 事務官 安福 信雄君
社会保険庁長 金保 誠君
年金局長 金保 誠君

四月二十四日

委員本島百合子君辞任につき、その補欠として栗山礼行君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員栗山礼行君辞任につき、その補欠として本島百合子君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員本島百合子君辞任につき、その補欠として栗山礼行君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員栗山礼行君辞任につき、その補欠として本島百合子君が議長の指名で委員に選任された。

四月二十二日

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法案(内閣提出第一三〇号)(参議院送付)

同日二十四日

保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法案(内閣提出第一三七号)(参議院送付)

同日二十三日

公衆浴場業の健全経営維持管理の特別措置に関する請願(浦野幸男君紹介)(第三〇六八号)

同(藤積七郎君紹介)(第三一三八号)
同(野原正勝君紹介)(第三一七九号)
同(中曾根康弘君紹介)(第三二六六号)

同(笹山茂太郎君紹介)(第三三六三号)
母子福祉法制定に関する請願(志賀健次郎君紹介)(第三〇六九号)
戦争犯罪裁判関係者の補償に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第三〇七〇号)

同(中村寅太郎君紹介)(第三一三七号)
療術の制度化に関する請願外四件(森山欽司君紹介)(第三〇七一号)
同(黒金泰美君紹介)(第三二〇八号)
同(古川文吉君紹介)(第三二〇九号)

同(古川文吉君紹介)(第三二〇九号)
国有林労働者の差別待遇撤廃等に関する請願外八件(八木昇君紹介)(第三〇七二号)
石狩ダム建設に伴う補償関係者救済に関する請願(千葉七郎君紹介)(第三一六二号)

戦傷病者特別保護法の改正に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第三一七〇号)
同(松野頼三君紹介)(第三一七一号)
同(羽田武嗣郎君紹介)(第三二七七号)

同(松澤雄蔵君紹介)(第三二七八号)
同(赤澤正道君紹介)(第三三二六号)
同(大坪保雄君紹介)(第三三二七号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金、一時金の不均衡是正に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第三一七二号)
同(松野頼三君紹介)(第三一七三号)
同(羽田武嗣郎君紹介)(第三二七三号)

同(松澤雄蔵君紹介)(第三二七四号)
同(赤澤正道君紹介)(第三三二二号)
同(大坪保雄君紹介)(第三三二三号)
戦傷病者中央援護福祉施設建設費助成に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第三二七四号)
同(松野頼三君紹介)(第三一七五号)
同(羽田武嗣郎君紹介)(第三二七五号)

同(松澤雄蔵君紹介)(第三二七六号)
同(赤澤正道君紹介)(第三三二四号)
同(大坪保雄君紹介)(第三三二五号)
戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第三二七六号)
同(松澤雄蔵君紹介)(第三二七九号)
同(赤澤正道君紹介)(第三三二八号)
同(大坪保雄君紹介)(第三三二九号)

戦時中の軍需品生産に対する軍部前渡金に関する請願(西村直己君紹介)(第三二七〇号)
理学療法士及び作業療法士の法制化に伴う経過措置に関する請願(菅野和太郎君紹介)(第三二四三号)
全国一律最低賃金制の即時法制化に関する請願(村山喜一君紹介)(第三二四四号)

公衆浴場営業用上水道及び下水道料金減免に関する請願(鯨岡兵輔君紹介)(第三二八四号)
同(四宮久吉君紹介)(第三三三五号)
同(天野公義君紹介)(第三三三二二号)

生活保護基準の引き上げ等に関する請願(正示啓次郎君紹介)(第三三三八号)
全国一律最低賃金制の確立に関する請願(谷口善太郎君紹介)(第三三三九号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇五号)

○田口委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。八木一男君。
○八木(一)委員 厚生大臣が来られる前に、年金局長に少し詰めた話で伺っておきたいと思います。

今度の国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案について、社会保障制度審議会の答申が出ております。この答申は、いままで各具体的法案についての諮問に対する答申とはだいぶ異例なことが書いてあると思うのです。それについて事務局当局の責任者としてどのように理解をしておられ

程度自分で自立しなければならぬ年
齢以上の人に対する金の手当てのほう
が大切である。重度精神薄弱児手当法
案、あるいは児童扶養手当法、これは
そういう子供をかえた親御さんたち
を激励する意味では、それにお金を出
すことはプラスで、もちろんけっこう
であります。しかし金の問題になる
と、それ以上の年の問題の人をより重
視しなければならぬ。そういう点が
精神薄弱児並びに精神薄弱者に対して
は、リハビリテーションの意味でとに
かく施設が一番大事であることは、社
会保障制度審議会の論議の中におい
ても、またもちろん論議がなくとも、一
般的に絶対的に大事であります。施
設の問題が十分に進んでいないとい
うのがいまの厚生省の行政の非常な欠点
でありまして、そこでお金の問題を出
した、それ自体は悪くはない、悪くは
ないが、金の問題を出したときに、そ
ういう年配の人に対する金の問題を放
置することは許されない。それで、こ
ういうものが出てくる論議の過程で
は、施設を重視する論議が出ました、
私も出しました、聞いておられたと思
う。しかし、これとこの答申とは関連が
ない。施設をしつかりしなければなら
ないということは、この前の総合調整
でも出しましたが、この答申は年金法
に關してですから、そのところであ
ってもいいけれども、別のところで
指摘するのが適切である。それでう
たっていないけれども、一番大事なのは
施設である。この年金法及び児童
扶養手当法の改正に關連しては、片一
方に法案が出されていなかったら
ば、もちろんもう一つの重度精神薄弱
児扶養手当法案が出されておったとし

ても、私どもとしてはこの問題は消滅
するものではない、それはおわかりだ
と思う。その点で、ここで一概に承
するが、まず第一に、障害者の範囲に
精神薄弱者を含めるなど範囲を拡大す
べきであり、二つ目の、明らかに、
この法案を了承するについてこれだけ
は変えるべしという意思表示をしてい
るわけだ。第二段は、検討する必要が
ある。二つありますから、これは少し
ずれてもかまいません。公的年金との
バランスの問題でありますけれども、
第一段は変えて出さなければならぬ。
それをなぜ変えて出さなかったか。こ
れは社会保障制度審議会の答申してい
ることを無視していると思うが、いま
の質問の関連上、厚生大臣と年金局
長、双方に御答弁をお願いしたい。
○小林國務大臣 この問題は、この委
員会で私は再三三たび答弁を申し上げ
ております。私はこの点に満足しな
い、すなわち精神薄弱者も入れたら、
こういうことを考えておったが、いろ
いろの都合で入らなかった、このこと
を私も厚生省としては非常に申しわ
けなく思っている、こういうことで結
果的には入らなかったが、私は入れる
べきものであるというところを、これ
は近い将来に必ず解決しなければなら
ぬ問題であるというところを、この委
員会で私ははっきり申し上げており
ます。

それで議論としては私は、実はいま
こういうことを申し上げてもしょうが
ありませんが、あの重度精神薄弱者の
中へ成年者も出したのであるが、いろ
いろの都合でこれをも実現できなかった
ということでありまして、私の本意
ではない。またこのことが、これは保
険事故でないというふうな、理屈が議
論が私は知りませんが、そういうこと
のためにいままでこれが実現できな
かった。したがって、私はそういう議
論にとらわれておるべきものじゃない
、だからして別途の法律で出しても
いい、だからということをやったことも
もう御承知になっておることと思いま
す。そういう事情をひとつ御了解願
って、この際これを入れなかったことは
私どもとしては非常に遺憾である、何
らかの方法によってこの欠陥を補うべ
きである、このようにかく考えてお
ります。

○八木(一)委員 厚生大臣の前向き
の御答弁で、非常にこの点は力強く存
じました。そこでその御決心を進めてい
だきたいのですが、この前と重なるよ
うですけれども、大切なことですから
もう一回申し上げて、それを御検討願
いたいと思ひますが、重度精神薄弱者
扶養手当法案の中に成人を入れる場合
に、いまの金額に、普通の場合だと同
じようにならわけてしまおうと思うの
です。さらにそれを熱心にして、金額を
ふやされることもお進めにならと思
います。しかしながらあの法律体系で、
いまの政府のベースだとそう飛躍的に
金額のふやせる要件が少なくなる。
そこでいまおっしゃった保険事故そ
の他の問題であります。その問題を三
大学者のチェックに対して、小林厚生
文臣のほんとうの現象に対する熱意
と、その政治力で、そのようなささ
かな、下らないチェックを排して、精
神薄弱児に——精神薄弱児は重度精神
薄弱者手当法案をもつて拡大強化され
ることではないかと思ひますが、精神薄

弱者に対しては年金法を適用するとい
うことにされるべきであると思うので
す。年金法の場合にはいまのところ精
神薄弱の状態が重度であり、一級内障
害に当たる者になりました場合には、
いまの年金改正がされてない状態にお
いても最高四万八千円まで一級であり
ますから出るようになっております。
ところが重度精神薄弱者手当法を適用
拡大しても、いまの金額をそう二、三
年で飛躍的に直されることはむずかし
いのではないかと。そういうこと
で、精神薄弱者のほうは年金法の適用をさ
れるという道をぜひ小林厚生大臣の手
によって進めていただきたいと思う。
それについて厚生大臣の御意見を伺
いたい。
○小林國務大臣 この答申にもそう書
いてありますし、何とかそういう理論
を調節してもらって私は入れてもら
いたい、こういうふうにかたく考えてお
ります。
○八木(一)委員 たいへん前向きの御
答弁で満足いたします。どうか厚生
大臣の熱心な御努力によって急速に実
現することを期待をするわけであり
ます。
それから本日厚生大臣に対しての御
質問を予定しておりましたほうに入り
ますが、方々で質問をいたしましたけ
れども、厚生大臣にまだ質問申し上げてな
かったかと思ひます。もしダブってお
りましたらおっしゃっていただきたい
と思ひます。前に年金のスライドのこ
とを一般的には申し上げましたが、国
民年金法のスライドについて小林厚生
大臣に本国会では御質問をしてなかつ
たと思ひます。それでさらに重ねてそ
の点について御質問をいたしたいと思

うわけでございます。
国民年金法の、特にこれは拠出制年
金にも関係がございしますが、国民
年金法が発足の当時に、国民の理解の
不足もございましたけれども、内容が
乏しいとか、組み立てが不十分である
とか、あるいは一部分曲がっている点
があるとかいうようなことで、国民の
ほうでこれに対して評判が悪かったわ
けであります。その中には無理解によ
るものもあればいろいろなものもあり
ますけれども、私どもの詰めて考えま
したところ、無理解とは言ひ切れない
点が一つあるわけであります。それは
拠出制年金で保険料を払わなければな
らない義務がある。払って、四十年間
たつて、それで六十五才になれば最高
額月三千五百円が支給されることにな
りますけれども、四十年という長い間、
支給まで四十五年という間、もちろん
年金でありますから、最初は最初の貨
幣価値のもので、だんだん最終に近
い貨幣価値のものに、でこばこになら
ないで同じ傾向の物価変動を示す
ればそうなるまいと思ひますが、
しかしそういうことに対して、納めた
保険料の値打ちが下がってしまつて、
もたらう年金の実質的な値打ちが下がる
という心配が底流として現存するわけ
であります。それについて、いま年金
局長が指で縦にさしましたけれども、
不十分なスライド規定がございします
が、そのスライド規定は、「生活水準
その他の諸事情に著しい変動が生じた
場合には」というようなあいまいい
こととした文言になっておるわけであ
ります。「著しい」ということになると、人
間が判定することになりまして、相当
の程度物価変動があつても、また生活

水準の変動があつても、まだ著しくないのであることによつて、その改定をしないではたらかずことができるわけであります。また「生活水準その他」という文言でいってありますと、生活水準だけに固着をして、物価変動に対して対応しなくてもいいというふまじめな逆解釈もできないことはないでしょう。まじめな熱心な方が担当されるのでありましょうから、ほつたらかにされないと思ひますけれども、これだけ物価変動があつてもまだ年金額が数年間改定されないところを見ると、まじめな方が努力をされても、そのまじめな努力を踏みつぶすようなふまじめな圧力が、あるいは壁があるというふうな状態もあるわけですね。したがつて、これを法律的に、物価変動に關しては一定以上のものは自動的にその率に応じて改定をしなければならぬという要件をつつくり、もう一つはまた、生活水準の向上についてはそれに比例して直さなければならぬという要件をつくるということをはつきり書くべきであると思ひます。ことに今度の社会保障制度審議会で、厚生年金保険法の改正案についてはつきりと書けということが答申に出ております。これは厚生年金保険法のほうでございましてけれども、そういうことをひとつよく察知していただいて、ばやけた規定ではなしに、はつきりとした規定になさる必要があろうと思ひます。それについての厚生大臣の御意見を伺いたいと思ひます。

○小林国務大臣 これは社会の常識からいって、貨幣価値の変動等があれば当然それにスライドすべきだということとは、一応の議論として私も肯定いたしておりますが、この問題は国民年金だけでなく、各種の民間の商業保険あるいは簡易保険、郵便年金いずれも同じような問題が生じてきております。ことに郵便年金のことは、非常な貨幣価値の変動によつて世間に不満を与えておる事実もあるのでございまして、しかしわれわれ常識的に考えてそういうふうな調整をすべきだと思ひますが、何ぶんにもこれは大きな問題でありまして、これだけでもどうこうということができないために、まだわれわれの、あるいは世間の満足するような規定が持てない、こういう事情にありまして、今日の厚生年金法の改正におきまして、まだ私も自身もきわめて不満足な答えしか出ない、こういうことで、考え方としてそうあるべきだということは何人も争うことのできない問題であります。財政上あるいはその他のいろいろな大きな問題があり、またこの問題につきましてはそういうふうにしてスライドした費用をだれが負うか、こういうふうな大きな問題もなかなか解決ができないので、遺憾ながらまだ御期待に沿えない、しかしそういう考え方は実現すべきものである、こういう方向だけ私も考えておりますが、いまはまだそこまでいっておらぬということをはつきり申し上げなければならぬと思ひます。

○八木(一)委員 これは非常にむずかしい問題ではないのですけれども、政府筋ではむずかしい問題だといふふうになつておられます。そうすると、いふことになつてもこれはむずかしい問題といふことになつて、だれか非常に熱心なりつばな厚生大臣が踏み切らなければ、いつまでたつてもむずかしい問題、むずかしい問題でずらされる。それで国民年金をはじめあらゆる年金制度に對する国民の信頼がつかれないといふことになつて、年金に對する信頼がつかれないならば、自分で貯蓄をするなり、直接の退職金をとるなり、それによつて自分の才覚で老後のことを運用していこうという気持ちが抜け切れなれないことになつて、それでうまくいった人はいいけれども、当てがはずれて、それで退職後のいろいろなものを老後のいろいろな用意をした金をすつてしまつて非常に困る人もある。そういうことのないために、この老齢年金制度ができております。その老齢年金制度が確実についてない一番の欠点、このスライドの制度の明確な規定がないといふことあります。非常に大事な問題であります。困難な問題である以上は国民にとつて、政治として非常に大事な問題である。ですからそれをだれかのときに踏み切つていただかなければならぬ。小林厚生大臣は非常に厚生行政に熱心だ。このときにぜひ踏み切つていただきたいと思ひます。だれかが踏み切らなければならぬ。確かに厚生大臣のおっしゃつたことを少し分析をしてみますと、一つはむずかしい事情は、むずかしいとわかる事情があります。一つはこれは厚生大臣の本旨じゃないと思ひますけれども、理由にならないこともおっしゃる。というのは、民間の保険とか民間の貯金とかあるいは郵便年金のお話をされました。これも現象としては同じ問題になりますけれども、これはあくまでも任意保険なんです。途中解約すればそれは損をします。しろうと目にとつて

は損のようだけれども、その中でも民間保険の費差益だけは二十年なり三十年の間の間を見積もつた費用を見積もつていますから、それを五、六年で解約すればその分だけは確かに損をしますけれども、その他についてはやはり合理的計算をするので、これは貨幣価値の変動で損をすると思へば解約して解約返戻金をとることができ、自分の判断で、ところが、政府の強制保険はそういうわけにいかない。物価が上がつて貨幣価値が下がつて、そして年金が実質的に損になるということがわかつていても、そういうような解約返戻金をとるといふような運動もできない。また、それではこれから掛金をやめたといふわけにも法律上ではないかといふことになる、強制保険ですから。そういうものに対しては民間の保険などと違つて、政府はほんとにシビアに国民の気持ちにこたえなければならぬ。

その次に、大蔵省の財政当局あたりでいろいろな困難があるといふ問題がある。それは實際的にいま年金制度に對する信頼があまり強くなりませんので、本来年金制度があらゆる点で非常に信頼のおけるものになれば、給付額がふえることに對して保険料が比例してふえるということに對しては、これは普通のことであるといふ理解が高まる。だからそれはあまり困難ではない。ところが、いままでの年金制度が非常に不信用であつたために、掛け金を払うといふことについては、国民がそれをよしとしない。払いたくない気持ちがある。したがつて、年金額を上げるときにその問題の壁にぶつかつたために困難だといふ事情があることはわかります。わかりますけれども、なぜ国民が保険料を払いたがらないかといふことは、その物価スライドのところからいふと、年金制度はほんとうの意味で発展をいたしません。そういう状態にある過渡期として、たとえば国民年金制度がいま完全積み立て金方式をとつていふ。世界じゅうで、これだけの完全な積み立て金方式をとつておるのほとんど類例がない。保険計算をする人として、完全積み立て金方式としたら心配はない、気持ちがよいといふような考え方がある。しかし、そんなものは政治にはならない。国民の気持ちを安定させ、年金制度を發展させることにならぬ。世界じゅう、最初は完全積み立て金方式であつたかもしれないけれども、後に次第に時勢に応じて修正賦課方式に変わつてきている時代に、日本の国民年金制度だけを完全な積み立て金方式にしなればならない理由はないわけですね。その点を考慮すれば保険料の値上げなどせずに年金額を上げることができ、生活水準の向上について年金額を目標を上げることができるといふ条件があるわけですね。それについてどうか——小林厚生大臣は、もちろんよく御存じでございまして、うけれども、そういう要素がございまして、勇を鼓していまの年金額の改定に對しても将来の支給する年金額の物価に對するスライド、それを主体としていふふうになつて、それについて熱心に前向きに御検討を願つて、至急にその実現をはかつていただきたい。厚生大臣から御答弁いただきたい。

○小林国務大臣 私もこの問題はいつ

になるかわからない、こういうふうな状態でおくべきではない。私は試案として、政府部内でこの問題の協議会でもつくってほんとうに取り組んでみたらどうか、こういうふうな考えておられます。昭和四十一年にも、前々からお話のように国民年金法の問題も相当根本的に変えなければならぬ時期がきておりますので、私はまだその他の大臣と相談したわけじゃありませんが、試案としてはこの問題はやはり政府部内で協議会みたいなものをつくって考えてみたらどうかというふうなことをいま考えております。いま間に合って御期待に沿うわけにはまいりませんが、そういうふうなまず取り組む姿勢を持ちたい、かように考えております。

○八木(一)委員 繰り返しては申しませんが、ぜひいま申し上げたいこと、前から申し上げたことも全部からみ合せて、私どもの論議を参考にしたい。総理大臣がおいでになったときに、これは重大な問題ですから重ねて御質問をし、また厚生大臣にもそのとき御質問することがあるかもしれないが、これはひとつ御了解をいただきたいと思ひます。

その次に、運用の問題でございますが、運用の問題については方々の各委員会で附帯決議もあり、いろいろ論議をされ、また各審議会でも言われておりますが、その問題についてはほんとうの国民年金の精神に沿うたほうに運用される必要がある、特別勘定を設ける、厚生省が所管をして、大蔵省あたりの指示を許さないで、資金の全部——全部と言いたいが、全部ということが

できないとしたら、その大部分、少なくとも厚生年金を含めて、これから入ってくる分の四分の一というふうなことでないか、その全部を厚生省のほうに取り返す。さらに、これから返したのも全部厚生省のほうに取り返す、そうして年金制度から言って適当な母子福祉、高齢者、身体障害者の施設、さらに国民の住宅の問題、そういうようなところにこの融資がスムーズに十分にできるようにしていただかなければならないと思ひます。それについての厚生大臣の御意見を伺いたい。

○小林国務大臣 お話のようなことができれば、厚生省はすかつとすると思ひますが、政府全体の問題として考えると、そう急激な変革というものは言うべくしてなかなか行なわれぬ。いまの力が弱いからと言われればさうでございまして私は申し上げてもよろしゅうございしますが、改善をしていく、そうして少しでもお話のような期待に沿えるようにする、こういうことが私どもの考え方でございます。いまわかれわれも政府の構成員であつてみますれば、国全体の財政投融資というふうなこともやっぱり相当大きく考えなければなりません。ことに、厚生年金、簡易保険、郵便貯金、この三つが三本の柱となつて、日本全体の経済を動かしている財政投融資に使われてお定することではございせんので、したがつて、いまお話しのような考え方を厚生省は持つておりますが、結果的に申してむずかしい、しかし、われわれはそういう考えを今後押し進めることにはやぶさかでありません。強い態度でもって臨みたいと、かように考えております。

○八木(一)委員 強い態度で臨んでいただきたいのですが、強気の小林さんとしてはいまの御発言は少し弱気だと思ひます。もう少し強気を出していただきたい。というのは、大蔵省はかつてなことを言ひますけれども、とにかく厚生年金は、今度のいろいろな欠点がありますから、通るかどうかかわかりませんが、とにかく厚生省の計画によれば、とにかく保険料が上がる、それだけふえるわけです。それから国民年金は数年前までなかったところの保険料の収入がある。そのふえたぶん大きな部分を大蔵省が持つていつて管理をしようというのは大間違いである。これは働く国民の資金であつて、そういう保険料の値上げがあつたりあるいはまたそういう新しい制度ができなかつたならば、この人たちはそのつづましの金で何らか自分たちのことをした。将来のために合理的な制度だからというので保険料を徴収して将来のための用意をされる制度は悪くはありません。——そういう強制適用されたり保険料値上げがなかったら、その国民はおのれ自分自分の必要、たとえば年寄りになつたときのいろいろな用意、たとえば家の用意、そういうことをするわけですから、それを強制的に取つたわけですから、それはもちろん融資でありまふけれども、それを活用するのは国民にじかに役に立つものに活用すべきものなのです。政府のほうはほかの要請で資金が必要であるといつても、ふえた分を、国民の直接の福祉のためににつくつた制度で金を吸ひ上げて

いるものを、その運用については、国民に回すのがあたりまえと思ひます。それを、それに便乗して、ふえたものの大部分まで持つていく、とんでもないことです。国民年金制度なんかは一つもいまだでなかつた。それで財政計画を組んでいた。それを、そのうちの四分の三ほど取つて、新しいほうの四分の一だけ厚生省に回す。こんな強盗みたいな——強盗と言つたらおこられるかもしれないけれども、こんなめちゃくちゃな役所はないです。かつてに人の金を持つていつて融資をする。ですから、国民の金の預かり主たる厚生省のほうは、断固として、一部は使ふのはいいけれども、四分の一みたいなことじゃなしに四分の三はこつちによこせ、四分の一ぐらひは国民の了承を得て公のことだから少しは回してやつてもいいというくらいな強気でいつていただくだい必要があつて、それから、前に貸してしまつたもので返つてきたものを、これは大蔵省の範囲のものだということを、これは大蔵省の範囲のものだ、返つてきたものを、これは大蔵省に思ひませないで、返つてきたものは新しく考える、それは国民のものだから、四分の三はおれたちが国民の声を聞いて国民のために運用するのだといふふうな態度でひとつづつやっていただきたい。どうか厚生大臣のさらに強気の御答弁をお願いいたします。

○小林国務大臣 これは強気であるといふことは申し上げましたが、しかし、えらい押して申しますれば、これは別だ、あとの要求は何でもいれろ、こういうふうにはなかなかできない。同じ役所が同じ役所に対していろいろな交渉をする。こういうことで、私は実は昨年厚生省に参りまして、純増分の四分の一はいい、ところがどうも非常に不可解なのは、返つてきたものが、回収されたものが全部そのまま何も関係がない、これはおかしいじゃないかといつて、厚生省の事務当局に私は注意を喚起したのであります。要するにしり抜けといふのはこのことだ、貸すときは自分貸しておいて、返つたものは全然自分は関係ない、そういうものは一体ほかの機関にあるだろうかといふことまで私は事務当局に注意したのであります。そういう強気である前に、まだこんなしり抜けなところがあるのじゃないかといふことを私は考へて、大蔵当局にも、この問題について、これではあんまりおかしいじゃないかといふことを申し上げておりました。こういうことを改善しても相当規模の資金が使へる、こういう余地もありません。これなんかは、私は非常に不合理だ、まずもつて、こういう不合理は当然改正しなければならぬ、こういうことに考へておりました。が、実際問題として予算のやりとりをしておるうちに抜けてしまつた。こういうふうなことで、私は、あまり正直に申し上げてはなはだ恐縮であります。が、抜けてしまつた。しかし、こういう問題はまずとにかく私も厚生省としては当然要求すべき問題であると思ひます。その他の特別勘定等につきましても厚生省はいつもそういう態度で當たつてやつておる。しかし、表はそういうことをやつておつたがしりが抜けておつた、こういう実態もはつきりいたしましたので、こういうこともまず改善しなければならぬと思ひます。

○八木(一)委員 この問題については

世論は厚生省の味方なんです。国民の大部分は味方だし、各審議会もそういうことを言っておるわけです。ですから大いに勇敢にやられれば、奪還は十分に可能であります。

それからもう一つは、形式の問題ですが、額の割り振りも一回厚生省のほうでやって、それから大蔵省から、こういうことをやりたいからひとつ回してくれないかというふうにする必要はあると思う。大蔵省が握っている本家本元のほうの一部これを使いたいから、こんなばかな話はない。厚生省のほうで全部握っていて、大蔵省が頭を下げてきて、これくらいならばよろしかろう、そのくらいなら融資を回してやろうと主体をこっちに取る必要がある。そういう点で厚生省関係のそういうものについては厚生省がまずこれを管理する。それから政府全体の協議により、大蔵省の要請により、一部分をそういう必要なものに融資を回してやるといふようなシステムにする必要があろうと思う。それについての小林厚生大臣のお考えはどうですか。

○小林国務大臣 普通の筋からいけば、そういうことが考えられるのでありますが、ともかく、ものが一たん始まってある程度いろいろのもの、既成事実ができてきたことを変えるということは非常に困難です。これはむしろ始まったときの問題なら解決がしやすかったと思ひますが、こういう既成事実ができておるということになると、それは言うはやすくして、なかなか実行はむずかしい。それからこんなことを申し上げるのはどうかと思ひますが、資金の管理にしても、予算の要求にしても、同じ役所がしておるもの

のですから、なかなか一方だけむやみに強気でやって、片方もうまくいくというところはこれは実際——私はただ実際問題を申し上げておるものでありまして、そののよしあしを言うわけではありません。たとえば、予算要求にしても、ある予算を私が強硬に主張して取つたら、ほかのことはだめだ、こういうふうなことも、これは人情として出てくるのはある程度やむを得ない。これはいいとは申しませんが、そういう関係でなかなかむずかしいことであるというところはひとつ御了解を願いたい。私もお話しようなことが一つの筋であるというふうには考えますので、そういう主張はいたしたつもりでおります。

○八木(一)委員 大臣も厚生省の各局長も熱心にやっておられるのに、正しい筋が通らない、そういう現状は非常に残念なことであります。国民も大部分皆さん方と同じ考え方を持っておるし、また政界のほうも与野党ともそういう考え方を持っておられると思う。ひとつぜひ元気ががんばって、正しい筋を通していただきたいし、われわれもそれについては全面的に支援をしたいと思ひます。勇を鼓してがんばっていただきたいと思ひます。

さらにこの問題について続けて御質問を申し上げますが、積み立て金というものはいかなる性質のものであると厚生大臣はお考えになるか。

○小林国務大臣 非常にむずかしい問題ですが、支払い準備金と私どもは考えております。

○八木(一)委員 そうなりますと、それに対しての発言権はだれが一番持つべきであるというふうにお考えですか。

○小林国務大臣 これは私どもは、支払いに支障の生じないようにするべきである、したがって支払いを担当しておるものが一番注意をしなければならぬ、こういうふうには思ひます。

○八木(一)委員 管理をするのは支払いを担当するものですね。それはそうですが、その間の、支払いがでなくなるといふことは、もちろんいけません。その間の資金の運用についてはだれが一番発言権を持つべきものであるか、もちろん支払いができるという確実な——たとえば流れてしまふところ、貸すとか、法外にたぐで貸すとか、そういうことはしないというたてまえにおいて、では、だれの要望に従ってこれを運用することが積み立て金の性質上一番適切だということをお考えですか。

○小林国務大臣 これは簡易保険にも同じ問題がありますが、要するに保険料を払ったものの代表者、こういうこととてやつぱり、たとえば郵政省なりあるいは厚生省なりがそれに責任を負う、こういうことでありますから、そのものが発言権を持つのが当然じゃないかと思ひます。

○八木(一)委員 それはちよつとお考えが違ふと思う。たとえば、簡易保険は、小林さんが簡易保険契約をする、受け取り人は、満期のときには小林厚生大臣、不幸にして事故があつたときには奥さんというふうなのがシステムでありますね。結局、積み立て金というものは、民間保険では、解約返戻金というものがあつて、払つた人に戻るといふものがありますから、契約がずっと進行していけば、とにかく満期のときには小林さん、不幸なときには

その遺族、大体小林さんのところに返ってくるわけです。それはその積み立て金が、要件が完成したときに返ってくるべき人、その人に発言権が一番ある。その人のものだ。今度は公的な年金になると、さらにその要素が増すわけです。途中でこれはつまらぬから一文でも返してもらふんだというこの要件はないわけです。ですからその金はどこにいくかという、しまいに年金受給者にいくわけです。ですから、年金受給者になるべき者が、それらの要件に達するまで、管理をしてる人が、なくならないように、利殖がうまくいくように、預かつておる。その金は将来被保険者のものになる。そういうふうには考えますが、小林さんのお考えはいかがですか。

○山本(正)政府委員 ただいまのお考えでございしますが、厚生年金という制度をつくっておる以上は、政府といたしましては、その制度によつて、具体的にいへば、法律によつて定められた給付年金というものを被保険者に渡す義務がある。したがつて被保険者の側からいいますれば、法律によつて定められた年金をもらふ権利があるわけでありまして、これはもう当然のこととてございします。そこでその際において資金はどういうふうな管理するか。これは先ほど先生も御指摘になりましたように積み立て方式もある、賦課方式もある。年金資金の調達の方法につきましては、技術的な方法がいろいろあるわけでございますから、したがつて積み立て金を積み立てて制度をやつておる際において、やはりその積み立て金というものを最も確実に有利に運用するには、その資金のそういう預託を

受けておる、政府の場合には政府が責任を持つてございします。それは原資を有利、確実に運用するという責任であるわけでありまして、被保険者としては積み立てた年金をもらふ権利があるというところになるわけでございます。その間において、この資金はだれのものであるといたつたようなふうな直接関連をつけて考えることがいかにどうか、これはいろいろ議論のあるところじゃないかと思ひます。それから、その点について、どちらがどうである、こうでなければいけないというふうな私どもは考えていないわけでございます。

○八木(一)委員 やはり慎重な回りくどい答弁ですが、とにかく厚生大臣、午前中時間がありますから、率直に私の考えを申し上げます。それはもう私が考え抜いて、私が間違ひじゃない限り絶対に正しいことですから、ひとつ参考にしていただきたい。

積み立て金という性質は、積み立て金ですから、その間は管理者がその責任を持ち、権限を持つておるわけですが、ただしかし義務も持つておるわけですが、それについては被保険者のために確実に有利に運用してやるといふ義務を持つておる管理者が自分でそれをふところ、はっぱに入れたり、そんなことができない性質のものじゃない。ですから、これは必ず被保険者のために管理をしていくわけですね。被保険者のものと言ひ切れないまでも、被保険者のものに将来なるべき金なんです。ですからそれに対しての発言権は絶対に被保険者にあるべきものである。そうすると、たとえば厚生年金その他ではそれを受け取る厚生年金の被

議としてつけられておるわけでございますが、先生も御承知のようにおおむね年齢を一年下げますと三十万ないし四十万人という被保険者の受給者がふえるというかっこうになるわけでございまして、したがっていまの福祉年金の額からいまして、やはり大体三、四十億あるいはそれより若干こえるぐらいの所要財源が一年引き下げのために要するという結果に相なるわけでございます。この問題につきまして、これは制度ができました当時から拠出年金の支給年齢より押え、福祉年金は七十歳である。そうしてその間の五年間というものについては、一挙でなくても順次年齢を下げていく方向をなるべくとるべきであるという御意見もございました。また事務担当局といたしまして、この前の保険局長のときからずっと前向きで研究をいたしてまいっておる次第でございます。ただ、それだけ金を食う、具体的に言いますとそういうことでございまして、福祉年金につきましては、毎年現状ではいけないという改善を要する事項がございまして、しかもこの福祉年金の額といたったものも、その後の情勢によりまして問題になっておる。こういってこを総合いたしましたして、全部一緒にやった場合に何から先にやっていくかということにつきましていろいろ検討の結果、あるいはまた実現の可能性といたうことからいまして、検討はいたしたしましても折衝に至らないというよううな事項もあります。折衝の結果だめだめという事項もありますので、そういう問題も考えまして、どれから先にやるかというようになことに経緯してきておるわけでございます。今後におきま

件のうち一要件は片づいてから、
あとの二要件であるということになれば、今度は年齢引き下げの重要度が上がってくるわけですね。そういう点で考えておる。その問題だけにしぼっていくと、年齢の引き上げと年齢の引き下げ、これは同程度か、年齢の引き下げのほうがより重視しなければならぬというふうな考えです。観念的に考えると、金額のほうが大きいという意見があります、現実的に苦勞した人がもらえない、楽をした人がもらえないという点を重視すると、年齢引き下げのほうがより重大ではないか。そのポイントだけに限ってそういうふうな考え。これは私の考えであります。ひとつその点を御参考にお断願いたしたいと思います、おっしゃること、これは両方とも無視できない。ですから六十五まで来年にできないければ、少なくとも六十七まで下げれば、片方が五千円にできないければ、少なくとも三千円に上げるといふような面にもやっていたことが必要であらうというふうな考えのわけですね。それについて御理解をいただきましたかどうか。

○小林国務大臣 御意見として承っております。
○八木(一)委員 その次に、それではもっと具体的なものに移りたいと思ひます。時間がありまじから、端的に急速に申し上げます。今度厚生省のほうで夫婦受給制限についての用意をされたときの減額制度をやめるというふうな提案をされました。厚生省のほうで、年寄りの夫婦が老齢福祉年金を受給されているときに四分の一を減額

することが適切でないの、それをやめるという提案をされたわけですね。ことに適切な提案であらうと思ひます。それについて予算その他の現状でそれが今度の改正案の中に盛り込まれなかったのは非常に残念でございますが、これも来年度の法案で必ず実現をさせていただきたいということについて、ひとつ厚生大臣の考えを伺いたいと思ひます。

○山本(正)政府委員 御指摘のように夫婦受給制限の緩和につきましては、国会の委員会において何回か附帯決議として御指摘をされておりました。これを撤廃いたしますと、年間二十二、三億くらいあるのは二十四、五億くらいに経費がかかる問題でございます。これにつきましましては、いろいろ議論があるわけですね。ただ現実問題といたしまして、私も現在金額で両方とも二五〇〇万ずつ控除するというのはあまりにも実情に沿ってないという観点に立っております。ぜひとも受給制限は緩和でなしに撤廃したいという考えでおるわけでありまして、ことしは実現できませんでしたが、さらには努力したい、かように考えておる次第であります。

○八木(一)委員 来年度改正案に必ず盛り込んでいただきたいと思います。それは何回も議論済みでございます。それは、厚生省も今度お出しになりましたが、小林厚生大臣にこの点をひとつ……

○小林国務大臣 局長からお答えになりましたとおりでございます。
○八木(一)委員 それは来年度の改正案に御提案になるという意味に理解を

したいと思ひます。

それからその次に、いまの年金制度にはずいぶんともない事項があるわけですね。とにかく世界じゅうに聞かしても恥づかしいことの上ないという事項がありまして、これは日本の名譽のためにも、日本政府の名譽のためにもずばりと直ちに取るという決意を御表明願いたいと思ひます。それは配偶者所得制限という事項です。厚生大臣十分御承知だろうと思ひます。いまの福祉年金については所得制限をして、それ以外の者に支給するということになっておりますが、その中で本人所得制限が十八万円ぐらひです。それからやうこしい言ひ回して、扶養義務者の所得制限と云つては、扶養義務者の所得制限に言つては、普通観念的にいへば世帯所得制限にあたるものがゼロ人のときに四十万、五人平均のときに六十五万です。それ以下のもので対象者に出すというふうになっておりますが、その間に配偶者所得制限という奇妙な制限というものが税法上の規定になっております。二十、二十万のところが制限に具体的にはなっている。たとえば年寄りのお婆あさんがいて息子さんが六十五万円の所得がある、お婆あさんに所得がない、このときには老齢年金をもらえるわけですね。ところが、六十五万円も稼いでくれる息子さんが死んでしまつて家族が路頭に迷つて、そこでお婆あさんがいままで、おじいさんが老いの身で一生懸命に稼いで、とにかく二十八万円の収入を得た場合は、これはくれないことになる。そのおじいさんが自分のものをもらえないのか、自分が十八万円以上の所得があるという労働

能力を幾分残しているわけですから、当然くれないのは制度上しようがないと思ひますけれども、お婆あさんのほうにもおじいさんの働きがあるからといつてくれないわけですね。ところが、おじいさんの働きはたった二十八万円です。六十五万円の働きのある親孝行の息子、嫁のある人にはくられて、息子、嫁が死んでしまつて、悲しんで、案をして長生きをしてもいたしたいお婆あさんが腰曲げて働いている、そのお婆あさんにはくれない。これは配偶者所得制限という奇妙な規定でございます。世界じゅうさがしてもこんなものはありません。これはなくしたところで、年間平年度にたつた一億、一億円でこれをなくすることができ

生大臣は、ぜひ来年度にやっていたくようにお願いをいたしたいと思ひます。それについての御答弁をお願いいたします。

○小林国務大臣 ただいまのことは、私十分な知識を持っておりませんから、局長からお答えいたします。

○山本(正)政府委員 夫婦受給制限は、いま御指摘のように所得税の免税点というものが基準になっておりまして、制度ができました当時、たしか二十七万円ぐらひ、二年目から二十八万円ぐらひになった。これは税制の改正に伴ひまして限度額が上がつておるわけでございますが、おそろく具体的にいまの御提案というものは、夫婦受給制限というふうな項目をなくしてしまつて、扶養義務者の所得制限はやむを得ないからそれに包含して、被扶養者何人の場合というふうな扱いをして合理的じゃないかというふうな御意見ではないかと思ひます。御意見でございます。私も従来検討はしておりましたが、なおこの問題につきま

○八木(一)委員 局長にもう一回、検討いたしましたと言われるが、いまここで持つてないからけしからぬということとを言つたつてしようがないから言ひませんけれども、これはほんとに恥づかしいし、それをやめて実現するの、こんなもの大蔵省は、主計局長だつてすぐうんと言ふと思ひます。一億ぐらひのことは大臣に言わなく

ものはすぐやろうと思えばできるので
す。これは政治力のある小林厚生大臣
を補佐されて、来年からすぐやろう
にしようじゃないかといふこと
とをすぐこの場で言われてもいいこと
だと思ふのです。検討というやうなこ
とばじやなくて、局長は来年度の法案
に盛り、それから厚生大臣が信頼する
局長が言っているのだから、すぐやり
たいというやうにお答えを願ひたいと
思ひます。

○小林国務大臣 いまの問題が、八木
委員の言われるやうなことであれば、
さうにいたします。

○八木(一)委員 いまのやうなことで
ありますからひとつ……

その次に、社会保障制度審議会の今
年度の答申にあるのですが、具体的に
ひとつお考えを願ひたいのは、世帯所
得制限、扶養義務者の何とかといふの
は長いですが、かりに世帯所得制限
と申しておきますが、本人所得制限の
所得向上についてのスライドというも
のが、初めて今度の答申にそういう思
想がある。具体的にはいままでなけれ
ば時代もあり、かなり熱心な時代もあ
る。この前六十万円にして、六十五万
円にするという、世帯についてはやら
れましたし、本人についても逐次変え
ておられます。それは毎年毎年変えて
いただいてももちろんいいのですが、
しかしやはり所得水準の上昇に従つて、
前と同じ年寄り、同じ未亡人、同
じ障害者が、来年はもらえなくなる。
ことしはもらえたけれども、ちよつと
した差で来年はもらえなくなる。しか
も行政的に一年ごとにしかな変えられ
ないから、それをちよつと忘れたとき
は、当然かかっていいところが適用

にならないといふことがあるので、そ
ういう所得水準の上昇に従う所得制限
額のスライドといふことを考えていた
だく必要があるのじゃないか。これは
非常に合理的な考え方だと思ふ。この
点初めての思想ですから、ひとつ前向
きに御検討になっていただきたい。内
容は適切なものであり、単純なものだ
ありますから、御検討はすぐ済むと思
ふ。御検討になって、来年度でも実施
のために御努力願ひたいと思ふ。それ
についての厚生大臣のお考えを伺い
たい。

○小林国務大臣 検討いたします。

○八木(一)委員 その次に障害年金の
問題について少し触れたいと思ひます。

いまの福祉年金にずいぶん欠陥があ
りますが、その中の最大の欠陥の一
つであります。厚生大臣は障害年金
に家族の扶養加算がついていないとい
うことについてどのようにお考えか。
いま考えておられることがございま
し、ひとつ伺ひたいと思ひます。

○小林国務大臣 ただいまのところ、
その向きのことを勉強いたしております。

○八木(一)委員 母子福祉年金に、ま
た本来の拠出年金のほうにもございま
すけれども、母子福祉年金に加算

といふのがあつた。といふのは、母
一人、第一子に対して母子福祉年金が
出る。それから第二子があれば、家計が
それだけ苦しいであらうからといふこ
とで第二子に対して加算がつく。第三
子に対して加算がつく。これはさうい
うふうになつて家族構成がふえたら、福祉年
金の対象者の生活がよい苦しいだろ
う、それを少しでもバックアップしよ

うといふことでこの加算制度ができて
おるわけです。それ自体はいい考え方
であります。ところがこれは母子に限
られておつて、障害にはないわけであ
ります。もつと考へれば、年寄りが
孫、ひ孫を扶養しているときにも考へ
なければならぬかもしれない。いま
まずすぐ考へがつくのは、障害者に子
供があり、また奥さんがある場合に、
それだけ生活が苦しくなるのではない
かといふことがあります。奥さんの場
合には、奥さんが働けばいいという考
え方でできているといふことは困るの
であつて、やはり日本の普通の場合に、
男子が生計の中心になつて、奥さんが
家計を持つて、しかも子供がたくさん
の場合には、奥さんは子供の保育に当
たらなければならぬといふ状態があ
りますから、当然奥さんのことも考へ
なければならぬが、それ以上は大
ぜいの子供によつて生活の苦しい状態
がふえますから、加算をして母子福祉
年金と同じやうなバックアップをする
といふことが当然考へられなければな
らないわけですね。そういうことにつ
いて最初に仕組むのときに考へられな
かつたこと自体があまりです。この
あやまちを早く改めなければならぬ
けれども、じんとして四、五年を
費してしまつた。いまからでもおそ
くないから、急速にこのあやまちを改め
なければならぬ。障害福祉年金につ
いて、老人が孫ひ孫を扶養している場
合、さういふやうな老齢福祉年金の場
合について、家族についての扶養加算
をさらに積極的につける必要がぜひと
もあらうと思ふ。それについての厚生
大臣のお考えを伺ひたいと思ひます。

○小林国務大臣 実は技術的な詳しい

ことは、大事なことでありまして私
が十分に知識を持たないことが多いの
であります。局長に聞いてまたお答
えするといふのは非常に非能率的であ
りますので、局長からお答えをさせ、
その責任を私が持つ、こういうことに
させていただきたいと思ひます。

○山本(正)政府委員 扶養者加算につ
きましては、わが国の各種制度につ
いて実はばらばらになつておまして、
厚生年金、それから恩給にはすべて加
算制度がある。それから共済制度に
は、公務員共済の場合には加算制度が
ないといふやうに、ばらばらの制度に
なつておまして、これはいろいろそ
れぞれの歴史的な事情もあると思ひま
すが、こういう問題をどう解決する
か、特にこれは配偶者と子供と二つに
分類して考へられるわけでございま
して、子供の加算といふ問題につきま
しては、いづれまた児童手当といふた
うなものがあるやうな形で制度化され
るかといふことによつて、そつちのほ
うで解決すべき性格のものが非常に強
いわけでございますが、それによつて
配偶者の加算といふものをどうする
か、これにつきましてはまた別途の問
題が、厚生年金と被用者年金における
妻の座といふものは年金制度として考
えることが可能であるやうな、また
たそのことが適当じゃないかといふた
議論もありませんので、さういふ問題
との関連が、実は今後の問題としては
出てくるわけでございまして、ただ現
在までのところにおきましては、制度を
通じましてさういふアンバランスとい
ひますか、加算のある制度もあれば
ない制度もある。国民年金には拠出年
金のほうにそれをつけなかつた。した

がって福祉年金のほうにもこれとの関
連でつけてないといふのが実情でござ
いまして、国民年金にこれをつける
いたしますれば拠出年金のほうを改正
して、拠出年金につけるといふ制度に
しないといふかぬじゃないかといふや
うに考へられます。いづれ拠出年金を
通じましての制度の改正といふものを
近い機会に考へなければならぬとき
にございまして、十分検討をしなければ
ならぬと思つております。

○八木(一)委員 その事情はわかつて
おります。けれども少なくともバラン
スの問題といふよりも、さういふ必要
があるといふことは局長も理解してい
られる。それからバランスの問題で、
制度間のバランスよりも制度内のバ
ランスがとれてない。国民年金制度
で、片方に多子加算があり、片方には
扶養加算がない、それをまず解決され
なければならぬ、それをほつといた
らいかぬ、さういふことです。各制度
間にあるといふことよりも、国民年金
制度の中で片方に多子加算がある、母
子あるいは母子福祉年金にある。とこ
ろが障害あるいは老齢のほうにはない
といふことがある。ですから全体のバ
ランスを大きく考へられるのはけつこ
うですが、そのやうなことをもとにし
て、いま制度内のアンバランスをほつ
とかれるといふことはいささか怠慢で
ある。ことにこの問題がいい悪いとい
う議論のものではない。所得が少なく
あつたなら困る。それについては
補てんをしなければならぬといふこ
とは、なまけて制度ができてない制度
と先行してできている制度とがあつて
も、それはいい方向であるといふこと

ことは、大事なことでありまして私
が十分に知識を持たないことが多いの
であります。局長に聞いてまたお答
えするといふのは非常に非能率的であ
りますので、局長からお答えをさせ、
その責任を私が持つ、こういうことに
させていただきたいと思ひます。

は明らかです。そういう問題について、制度内でアンバランスがあるから、当然全部一ぺんに来年解決されるならそれでかまいません。しかしそれについては時間を要すると思います。いまの役所内のいろいろな連絡という中から少なくとも国民年金制度内におけるアンバランスを先に直しておかれなければならぬ。直しておかれるのが逆の方向にはなりません。将来の方向としては、ここだけでも直しておけば、あとは直す部分が少ないので、将来の障害年金、老齢福祉年金の扶養加算、さらに老齢年金及び老齢福祉年金について、これは僅少な例であると思いますが、老人が孫、ひ孫等を扶養しなければならぬ場合の扶養加算、そういう場合等について改正をされる必要がある。それについて……

○山本(正)政府委員 母子年金というのは、申し上げるまでもなく子供のいる場合にしか起こらぬわけですから、したがって子供についての加算もするのが一番適当な制度であると考えております。それから障害、老齢年金につきましても、それはつけるのがよいと思っております。ただ現在ない。しかしそれは母子年金との関連において制度内のアンバランスとなっているかどうかという点につきましても意見があるところだと思っております。その点御了承願う意味で申し上げたいと思っております。

○八木(一)委員 時間がなから論争しませんが、それはちょっとおかしいですよ。片一方いことができていて、片一方いことができていないければ、これはアンバランスです。理屈は、もっと学問的な理屈も言えます

よ、所得能力が少ない、扶養家族があれば、少ないことの影響がかなり多い、これを補てんするために加算をつける加算制度、母子であろうが障害であろうが、その理屈でいけば同じです。所得能力が少ないから年金制度がある、そこに扶養家族があれば、よいに生活が困難だからそれを補てんするために加算をやる、これは障害であろうと老齢であろうと母子であろうと同じです。ですから母子ということ、別に特に違った概念があるということ、年金制度のたてまえからいって片方は、ほかの社会的現象としては母子と障害は違いますが、年金制度では同じです。ちょっと時間がなから、それ以上申し上げませんけれども、たてまえとしてはどうしてもやらなければならぬと思っております。

その次に障害年金及び障害福祉年金について、たとえば障害年金では二級までしか支給がない、障害福祉年金では一級までしか支給がない、これはその境目ではどこでも不公平ができますけれども、この片一方のところでは、かつと区切られているところは、たとえば一級なら支給するけれども二級なら支給しない福祉年金、片一方は二級なら支給するけれども三級なら支給しない障害年金、そういう境目における非常な不公平が起りますので、そういう問題についてさらに適用を拡大することによって、そういう該当者は非常に助かる、また不公平も少なくなる。そういうことで、障害年金の適用の範囲拡大ということ、前向きに取っ組んでいただきたいと思います。厚生大臣の御答弁を願いたいと思っております。

○山本(正)政府委員 障害年金の範囲拡大につきましては、るるこの委員会でも御意見がございましたし、今後障害年金の範囲を拡大して内部障害について他の疾病も加えていくというような姿勢をとっていきたい、かような考えでおります。

○八木(一)委員 では午前中の区切りで厚生大臣、実は毎年毎年国民年金法の改正が出されております。その中で一回だけやまな改正が出されました。それともかなり与野党の方と野党のわれわれの協議によって、それをさらにもう少しいいものにして見るべき評価すべき改正点が一回だけありましたけれども、あとはちびちびしたものでばかりであります。ちびちびが二年続いておりますが、来年においてはもっと喜べるような十分な改正案を当然出していただけるであろうと思っております。来年の改正案において、いま申し上げたようなこと、前から各委員の申し上げておるようなことを十分に盛った積極的な国民年金法の改正案、または付属して扶養家族、児童扶養手当法の改正案というものが出される必要があらうと思っております。熱心な厚生大臣は、当然前向きに十分な改正案を出される御意思をお持ちになると思っております。それについての厚生大臣の明確な前向きな熱心な御答弁をお願いしたいと思います。

○小林国務大臣 結果論として、何をしてもこれは御満足いただけるといううことはなかなかできないと思っております。政府としてはあるいは厚生省としては精一ぱいのことをいたしたい、かように考えております。

○田口委員長 午後一時まで休憩いたします。

午後一時十分休憩

午後一時十分開議

○田口委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。八木一男君。

○八木(一)委員 内閣総理大臣に御質問を申し上げたいと存じます。

総理大臣は、民主政治を進められる意味におきまして、国民の世論を尊重されまして国民のための政治を行なうつもりで政治に当たっておられると存するわけでございますが、それについて総理大臣の御見解を伺いたいと思っております。

○池田国務大臣 御質問の点がよくわからないのですが、およそ政治というのは、国民のための政治が民主主義の政治であると思っております。そういうことに立って努力させていただいております。

○八木(一)委員 その具体的なやり方といたしまして、国民の代表である国会の諸決定を執行されまして、論議を尊重されまして、また民主的な諸手続、法律によってできております各審議会の答申、勧告、そういうものを尊重して政治に当たられるというお考えであらうかと存じますが、それにつきましての総理大臣の御意見を伺いたいと思っております。

○池田国務大臣 大体そのとおりでございます。

○八木(一)委員 池田内閣をつくられてから、総理大臣は、社会保障政策をその最重点の一つにされるということで、いままで政治をとってこれたわけでございます。そのお考え方に

もちろん変わりはないと思いますが、それにつきましての総理大臣の御見解を伺いたいと思っております。

○池田国務大臣 すでに施政方針演説で自分の所信をはっきり申し上げておりました。

○八木(一)委員 一昨年の八月に、社会保障制度審議会で、その三年前に岸内閣当時に諮問されました総合調整に対する答申、並びにその時点に即した勧告が出されたわけでございます。その答申、勧告について十分尊重して政治を進めていただくべきであらうと思っておりますが、それについての総理大臣の御意見を伺いたいと思っております。

○池田国務大臣 大体答申の趣旨を尊重してやっております。御承知のとおりいろいろな委員会がございますけれども、その答申どおりということは、財政とかいろいろな事情で不十分な点も、これは免れないかと思っております。大体の方向としては答申を尊重していくことにいたしております。

○八木(一)委員 この社会保障制度審議会の答申、勧告は、最後の答申、勧告が出ましたときに総理大臣は官邸でその決定をお待ちになっておられました。そのときに、委員の一人である今井一男君が、議論の途中で吐血をして倒れられました。そのために答申、勧告が数時間おくれまして、せっかくお待ちになった総理大臣に対して、答申、勧告を申し上げるのを御記憶であろうと思っております。そのように非常に熱心にやられた会議でございます。総会がたしか十六回、全委員が三十三回、それから各種の分科会が数十回ございました。その内容も、私もそれに

参加をいたしておりますけれども、この一回の委員会は少なくとも四、五時間、長いときには七、八時間というようなことで、非常に熱心に討議をされたものでございます。それについて、いま一つ一つについてまだできていないというようなことをきょうの場で申し上げるつもりはございませんけれども、そのような熱心な結論につきまして、十分尊重して急速に実現の方向に向かつて問題を進めていただきたいと思ひますが、それについての総理大臣のお考えを伺いたいと思ひます。

○池田国務大臣 社会保障制度審議会の委員の今井君は数十年前の親友でもありますし、彼の識見、経験は私には非常に高く評価しております。また大内先生は大先輩でございます。非常に熱心な方で、またこの道の最高の権威者といわれる。そういう方々が、しかもほかに例を見ないほどの熱心な御審議のことも承っております。われわれは、そういう先輩、同僚、しかも非常にりっぱな方々の答申でございますから、常に尊重していききたいという心がまえでいっております。

○八木(一)委員 総理大臣に大内会長から御答申申し上げましたときに、審議会の決定事項で「十年後における社会保障の総費用(暫定試算)」というものを、総理大臣にこの答申書と一緒に御渡し申し上げるということになっておいたと思ひます。このような紙でございしますが、総理大臣は御記憶であろうと思ひますが、御記憶であるかどうかひとつ……。

○池田国務大臣 昭和四十五年度を期しまして先進国並みにしたいということは聞いております。またわれわれも

そういう方向で進んでおるわけでございます。ただ年度別、社会保障の規格別のものとは十分拜見しておりません。あるいはその当時拝見いたしましたか、はつきりした記憶はございませんが、四十五年度を期してやろうということにつきましては、私も異存はないのでございます。

○八木(一)委員 お忙しい総理大臣でございますから、個々のことあるいは表などについて、どんなに聖徳太子みみたいな記憶でも御記憶にならないことはよくわかります。しかし、大切なこととすから申し上げておきたいと思ひます。表の全部については申し上げませんが、政府の所得倍増計画に従つて、この社会保障の計画もそれに準拠してつくられたもので、それに対して東大の鈴木教授が主体となられて、財政的な点を配慮しつつこの試算表をつくったわけであります。その試算表によりますと、昭和四十五年度においては、国費の直接支出分——これは狭義の社会保障費ですが、国費の直接支出分が一兆二千五百三十億になる試算に相なっております。そういうような試算で、各年度、何と申しますか、最初のスタートがおそくて非常にしり上がりのなるのではなしに、大体平準してそういう支出をして、このような制度を完成するようにするべきであるという考え方から、このような試算が出ておる。それから経済成長その他が変わっておりますが、大体において昭和四十五年度において一兆二千五百三十億の狭義の社会保障に対する直接の国費支出、そういうものであります。これをひとつ御記憶願ひまして、いろいろこれからの計画をお立てになるときに

に、重要な参考点として政治をおとりになっていただきたいと思うわけであります。なお、この試算表につきましても、厚生大臣に伺ひましたけれども、厚生大臣が、それからはごらんになっておりましたけれども、そのときには事務的な手続の不行き届きでごらんになっておりませんでした。そういうことではいけませんので、厚生大臣あるいは大蔵大臣が——もちろん内閣総理大臣を先頭としてこのような熱心に取り組まれた、しかも政府の所得倍増計画に従つて熱心な財政計画を立てましたことを重要な参考点として、個々の施政をしていただきたいと思ひわけでございしますが、それについての総理大臣の御意見を伺ひたい。

○池田国務大臣 先ほど来申し上げましたごとく、社会保障制度の拡充ということは政治の根本でございします。りっぱな方々の意見を十分聞きながら、またそれにマッチするように所得倍増を実現していきたい、そして御期待に沿いたいと思ひております。

○八木(一)委員 この社会保障制度審議会の答申、勧告については、最初に公準、公の基準の意味でございします。公準を書いてございします。ごく簡単に申し上げますと、第一の公準は何かというと、「社会保障は、国民生活を安定させる機能をもつとともに、なおそれが所得再分配の作用をもち、消費需要を喚起し、また景気を調節する等の積極的な経済的効果をもつ。この点からいへば社会保障は、国の政策として、公共投資および減税の施策とならんで、あるいはそれ以上重要な意義をもつこと。」というふうに意見の集約を見ております。それから第二の公準

として、「国民所得および国家財政における社会保障費の地位については、今後十年の間に、——この十年というのは昭和三十六年を起点にした十年であります。日本は、この制度が比較的に完備している自由主義の諸国の現在の割合を、少なくとも下廻らない程度にまで引き上げるべきこと。」というふうになっておるわけであります。そこで総理に私の考え方を申し上げたいことは、ここで論議が二つに分かれます。このようになっておりますが、「公共投資および減税の施策とならんで」というよりは、それ以上先にしなければならぬ意見が約半数あったわけであります。あとの半数は「公共投資および減税の施策とならんで」という意見であった。これは内閣のほうでこの点について御判断になろうと思ひますが、少なくともそういう意味で、社会保障が政府の重点政策として最優先にあるべきであるということになるのではないかと申すわけであります。それからこの具体的な内容並びに計数の試算というものが、第二の公準にありますように、「今後十年の間に、日本は、この制度が比較的に完備している自由主義の諸国の現在の割合を、少なくとも下廻らない程度にまで引き上げるべきこと。」といつておる。昭和三十六年の時点で十年後に追いつくという内容の、ごく控えめな内容であります。十年の間に諸国の制度は前進をするわけであります。まだ非常に控えめで、財政事情その他を頭に入れて遠慮をして、十年後に三十六年度のほかの諸外国の制度に追いつくというふうな、ごく控えめな答申、勧告であります。したがって、そ

れについては当然その内容を完全に実施をしていただく、あるいは政府がより積極的に、そのような控えめのものであつてはいけない、池田内閣は社会保障政策に非常に重点を置くのだから、控えめなことではなしに、十年後の諸外国の程度に追いつくような勢いでやるのだ、この答申、勧告より以上にやるのだというふうな姿勢でやっていたら必要があるのではないかと申すわけであります。それについての内閣総理大臣の御決意のほどをひとつ伺わせていただきたいと思ひます。

○池田国務大臣 社会保障制度というのは、単に人道上の問題とかなんとかいう意味で論ぜられるのは昔の考え方である。最近におきましては、社会保険制度の経費というものは、いわゆる財政金融上、景気の調節の非常な作用を持つものであるという考え方が台頭いたしました。そこでいまお話しのように、公共事業か減税か社会保障かという問題が出てきて、半分の人が、公共投資あるいは減税よりも社会保障が経済財政政策からいっても非常に必要なんだという議論が出てきたことと思ひます。この三つを、どっちを先にするかということは、これはその国の状況によつていろいろ違ひましよう。たとえばいまのような状態のときには、是が非でも、とにかく交通を緩和するためという公共事業が先に出るかもしれない。しかしこれによつて経済が伸びていくならば、今度は社会保障のほうがかうんと力を増してくると思ひますが、それはそのときどきの状況によつて考えなければいけません。減税にしても、あるいは公共事業にしても、少なくともこれは恒久的なものだが、

として、「国民所得および国家財政における社会保障費の地位については、今後十年の間に、——この十年というのは昭和三十六年を起点にした十年であります。日本は、この制度が比較的に完備している自由主義の諸国の現在の割合を、少なくとも下廻らない程度にまで引き上げるべきこと。」というふうになっておるわけであります。そこで総理に私の考え方を申し上げたいことは、ここで論議が二つに分かれます。このようになっておりますが、「公共投資および減税の施策とならんで」というよりは、それ以上先にしなければならぬ意見が約半数あったわけであります。あとの半数は「公共投資および減税の施策とならんで」という意見であった。これは内閣のほうでこの点について御判断になろうと思ひますが、少なくともそういう意味で、社会保障が政府の重点政策として最優先にあるべきであるということになるのではないかと申すわけであります。それからこの具体的な内容並びに計数の試算というものが、第二の公準にありますように、「今後十年の間に、日本は、この制度が比較的に完備している自由主義の諸国の現在の割合を、少なくとも下廻らない程度にまで引き上げるべきこと。」といつておる。昭和三十六年の時点で十年後に追いつくという内容の、ごく控えめな内容であります。十年の間に諸国の制度は前進をするわけであります。まだ非常に控えめで、財政事情その他を頭に入れて遠慮をして、十年後に三十六年度のほかの諸外国の制度に追いつくというふうな、ごく控えめな答申、勧告であります。したがって、そ

れについては当然その内容を完全に実施をしていただく、あるいは政府がより積極的に、そのような控えめのものであつてはいけない、池田内閣は社会保障政策に非常に重点を置くのだから、控えめなことではなしに、十年後の諸外国の程度に追いつくような勢いでやるのだ、この答申、勧告より以上にやるのだというふうな姿勢でやっていたら必要があるのではないかと申すわけであります。それについての内閣総理大臣の御決意のほどをひとつ伺わせていただきたいと思ひます。

○池田国務大臣 社会保障制度というのは、単に人道上の問題とかなんとかいう意味で論ぜられるのは昔の考え方である。最近におきましては、社会保険制度の経費というものは、いわゆる財政金融上、景気の調節の非常な作用を持つものであるという考え方が台頭いたしました。そこでいまお話しのように、公共事業か減税か社会保障かという問題が出てきて、半分の人が、公共投資あるいは減税よりも社会保障が経済財政政策からいっても非常に必要なんだという議論が出てきたことと思ひます。この三つを、どっちを先にするかということは、これはその国の状況によつていろいろ違ひましよう。たとえばいまのような状態のときには、是が非でも、とにかく交通を緩和するためという公共事業が先に出るかもしれない。しかしこれによつて経済が伸びていくならば、今度は社会保障のほうがかうんと力を増してくると思ひますが、それはそのときどきの状況によつて考えなければいけません。減税にしても、あるいは公共事業にしても、少なくともこれは恒久的なものだが、

として、「国民所得および国家財政における社会保障費の地位については、今後十年の間に、——この十年というのは昭和三十六年を起点にした十年であります。日本は、この制度が比較的に完備している自由主義の諸国の現在の割合を、少なくとも下廻らない程度にまで引き上げるべきこと。」というふうになっておるわけであります。そこで総理に私の考え方を申し上げたいことは、ここで論議が二つに分かれます。このようになっておりますが、「公共投資および減税の施策とならんで」というよりは、それ以上先にしなければならぬ意見が約半数あったわけであります。あとの半数は「公共投資および減税の施策とならんで」という意見であった。これは内閣のほうでこの点について御判断になろうと思ひますが、少なくともそういう意味で、社会保障が政府の重点政策として最優先にあるべきであるということになるのではないかと申すわけであります。それからこの具体的な内容並びに計数の試算というものが、第二の公準にありますように、「今後十年の間に、日本は、この制度が比較的に完備している自由主義の諸国の現在の割合を、少なくとも下廻らない程度にまで引き上げるべきこと。」といつておる。昭和三十六年の時点で十年後に追いつくという内容の、ごく控えめな内容であります。十年の間に諸国の制度は前進をするわけであります。まだ非常に控えめで、財政事情その他を頭に入れて遠慮をして、十年後に三十六年度のほかの諸外国の制度に追いつくというふうな、ごく控えめな答申、勧告であります。したがって、そ

社会保障制度は恒久で、しかも限度のないものなんだということだけは違うと思います。だから私は、社会保障というものは政府の根本理念としてやっつけていかなければならぬと考えておるわけでありませう。

そうしてまた、第二段の昭和三十六年を基準にして昭和四十五年の分が、四十五年の世界の先進国でなしに、三十六年の先進国のところまでは少なくともいかなければならぬということ、は、非常に考えられた、日本の実情を御存じの人の結論だ——控え目というお話がございませうが、控え目ではあるが、やはり実質的に考えられる節度のある考え方、それは御承知のとおり、先進国の国情に比べまして、国全体としては世界の五番目、六番目というところになりましたが、一人当たりの所得、そしてまた過去の蓄積から申しますと、四十五年に所得倍増をいたしましても、アメリカやあるいはドイツ、イギリス、フランス等に比べたらまだそこまでもいかぬ、あるいはノルウェー、スウェーデン等のほうにもいかぬ、あるいは豪州、ニュージーランドのほうにもいかぬということになりますと、三十六年の世界の先進国並みに四十五年の所得倍増でもいかぬというところになりますと、控え目というか、適当な分といえますか、われわれとしては、先ほど申し上げましたように社会保障は限りのないものではないかと思ひます。できるだけやっていきたいと思ひますが、私は所得倍増の暁には、三十六年度の先進国並みには少なくともいかにしたいという気持ちで進んでおるわけでございます。

○八木(一)委員　そこで、私どもの考

え方を申し上げて、ぜひそういう考えの方になっていただきたいと思ひますのは、財政の負担その他の点で諸外国にすぐ追いつかないし、段々的に追いつくというお考えのようでありませう。ところが問題の本質から考えますと、社会保障というものは、健康で文化的な生活を国民に保障するという憲法二十五条の条文から出ているわけでございます。日本の現状は、それを保障されていない状態があまりにも多い。半失業が非常に多いという問題、あるいは年寄りが自分の蓄積を持てない、老後の生活については非常に心配が多いという問題、あるいは最近病気にいっては残念ながら諸外国よりも多く、最近では体位が向上しておりますが、いままでも苦勞してきた人の体位は、あまり諸外国の人よりもよくないのではありません。そういう点で長い病気になる人が多い。病気とかあるいは老齢の問題、あるいは失業の問題、そういう問題については社会保障で対処をしなければならぬ要件が非常に多い。それから、いままでもそのようないろいろの防貧政策が完成してないから、現在貧乏に悩む人が非常に多い、その程度が非常に高いという問題から考えると、諸外国の倍も熱意を持ってやらなければならぬし、諸外国よりも程度の高い社会保障をやらなければならぬ状態があるわけでありませう。その点を、社会保障に熱心だと言っておられます総理大臣に深く考えていただく必要があると思ひます。

その問題はさらに別な機会に申し上げるとして、そういう状態でございますので、いま御答弁にありましたように、社会保障制度審議会の答申が、そういう状態にありながらいろいろな財政その他の問題を加味して、ごく控え目に、少なくとも最限度としてこれだけのものは必要だということを答申、勧告いたしましたものについて、値切ったことを一つもなさらないで、急速にやられるということが、政治の中核の責任を持っておられる方の責任であらうかと思ひます。この制度審議会の答申、勧告について、いろいろと意見が分かれて結論が出ていない部分も部分的にはございませうが、具体的に数字その他完成の年度をあげて示している点については、必ずそれを実現させる、実現するということをお約束いただく必要があらうと思ひます。それについての内閣総理大臣の明確な御答弁をいただきたいと思ひます。

に、社会保障制度審議会の答申が、そういう状態にありながらいろいろな財政その他の問題を加味して、ごく控え目に、少なくとも最限度としてこれだけのものは必要だということを答申、勧告いたしましたものについて、値切ったことを一つもなさらないで、急速にやられるということが、政治の中核の責任を持っておられる方の責任であらうかと思ひます。この制度審議会の答申、勧告について、いろいろと意見が分かれて結論が出ていない部分も部分的にはございませうが、具体的に数字その他完成の年度をあげて示している点については、必ずそれを実現させる、実現するということをお約束いただく必要があらうと思ひます。それについての内閣総理大臣の明確な御答弁をいただきたいと思ひます。

○池田国務大臣　先ほどからも申し上げておりますごとく、あらゆる審議会の答申につきましても、事項別にどうも

す。しかし年次別に、事項別にどうもというところを、いま私がお約束する立場にはございませう。やはりその方向によって努力する、そして年次別の問題につきましても国会であつた方に十分御審議いただくように、そうしてそのときに足らなければ要年度どうするか、いろいろな議論をする必要がございませうが、私が先ほど申し上げたように、四十五年をあれとして先進国に近い状態、少なくとも三十六年の先進国並みにいかしたいという努力は、今後も続けていく覚悟でございます。

いまするし、その内容の分量が非常に大きいので全部を申し上げることはできませんけれども、たとえば生活保護基準については、物価変動は別として、実質価値で昭和四十五年には三倍にしなければならぬ、おそくとも、少なくともこれにしなければならぬというふうなはっきりと指摘をしていく部分、あるいは社会保険の医療保険の給付については、四十五年までにおいては少なくとも九割以上の給付をしなければならぬ、当面、少なくともあつちの国民については、七割以上の給付をすくすくしなければならぬというふうな指摘がございませう。あるいは身体障害者や精神薄弱者、そういう人たちの施設をどんどんつくらなければならぬというふうな問題、あるいは社会保険において、低所得者に対してはその保険料負担を減額、免除、あるいはそのほかに本人負担を免除するといふことを進めていかなければならぬというふうな問題、あるいは年金について、二十年の保険料の納入期間のものについては少なくとも六千円以上の定額部分を持たなければならぬ。これは三十七年現在における物価の話でありますから、いまは修正をしなければならぬが、ともかく二十年納入済みのものについては少なくとも定額を六千円以上、四十年納入済みのものについては、これは国民年金ですけれども、少なくともその当時の貨幣価値で七千五百円以上のものにしなければならぬといふことを言っている。あるいは国民健康保険、日雇労働者健康保険等には、非常に大きな厚い国庫負担をしなければならぬというふうな問題、あるいは社会保障につきまし

ては、それを必要とする者については必要な給付をすることができるようになる、社会保険的に保険料の納入に比例をしてその者が受け取るということでは、ほんとうの社会保障はできない。社会保障というものは、保険の概念ではなく、必要の人に必要な給付がいくことがほんとうの社会保障である、そのように各社会保険制度をだんだん急速に改造していかなければならぬという問題について、指摘がされていくわけでございます。個々のことについて、何年に改正案を出される、何年にどうされるということは、幾ら総理大臣でもいまは御答弁はできないと思ひますけれども、そのような大ぜいの意見がきつちりと一致をし、少なくともこれだけはしてもらわなければならぬと言っておりますその内容につきましては、それを実現するために最大の努力をされるというふうな御決意を、ぜひ御表明を願ひたいと思ひます。総理大臣のお答えを願ひたいと思ひます。

○池田国務大臣　だんだんのお話でございますが、大体の傾向としては、ずっと実現に向かって効果をあげていっていると思ひます。生活保護にいたしましても、私は、昭和三十年に比べまして、八割程度名目で上がつていと思ひます。それから医療関係でも、今年度からはだんだんと家族につきましても七割給付というところをやつておられます。大体の方向は、私は十分ではございませうが、実現の方向に向かつていっていると思ひます。それは、何と申わゆる経済の成長がこれをもちたらしめたというふうな考えでおるものでございませう。いろいろ非難はございませうが、私

はやはり、経済の成長が社会保障制度を実現する上に一番効果的である、できるだけ今後もその方向に向かって、あなた方の御希望を実現するために努力をしていきたいと考えております。

○八木(一)委員 いろいろ非難はございますがとおっしゃっているが、私は、きょうは前向き政治に取り組んでいただくつもりで質問をいたしております。政府のほうのことをそう非難する気持ちはなかったのをごいいます、そのように少し実績を誇られますと、その点については不十分な点を指摘しなければならぬことになりま。す。少なくとも、いまの七割給付をすぐ実現しなければならぬ、四十五年には九割以上の給付をしなければならぬ——これでは私どもは不十分だと思ふのですが、制度審議会の答申ではそうなっている。私どもは、これを全部十割にしなければいけないと考えている。少なくとも、七割をすぐしろという答申が昭和三十七年に出了ました。国民健康保険については、最初一家の世帯主しかやれなかったけれども、今度はそういうことを突っつかれて、数年間に段階的に七割にする方向を示しておられます。それ自体は前よりもけっこうでございますが、制度審議会の答申は、三十七年にすぐ全国民について少なくとも七割以上にしてほしい。そのなれば、国民健康保険の被保険者というものが、数年間かかって七割では、最低の遠慮した答申を満たしたことはなりませんし、また日雇い労働者健康保険や、政府管掌の健康保険におけるその家族の七割というこの定義がまだされておられません。これは、

制度審議会の答申では国民健康保険だけのことを言っているわけではございません。そういう点で、非常に遠慮がちな最低の答申確保についても、それだけ十分にされていなければならぬ。す。しかも池田内閣は、社会保障について一生懸命に取り組むということを言っておられます。また、今度の予算委員会において山花秀雄君の減税が少くないという質問に対して、社会保障を大いにやっているからいいではないかというような意味の御答弁をしておられます。そのようなことを考えたときに、一方で最低の答申どおりいっていい、そのいうことでは、ほんとうの国民に対する責任をとっておた立場とは言えないと思ひますが、それについて内閣総理大臣のものと前向き、積極的な御答弁を願ひたいと思ひます。

○池田内閣総理大臣 社会保障制度の拡充は政治の根本でございます。社会保障制度ばかりではございません。政治には、やはり国を守ったり、あるいは他の、教育を振興したりとか、いろいろな点がございますが、社会保障制度審議会の答申が第一であつて、ほかの答申を見ないというわけのものでもございせんから、均衡のとれた、いわゆる万民の喜ぶ政治ということを考えますと、特にその専門家についてはおくれがちだという非難もあるかも知れませんが、全体としては、私は社会保障制度の拡充が基本であるということに進んでおるわけでございます。

○八木(一)委員 いままでしてこれだけのことについて、総理大臣としては、やはりそれだけではできなかったことについて、行政上しかたがないという立場をおとりになりたいのをごいいます。けれども、それは池田さんのお立場であつて、客観的に見て、あのよう一番遠慮がちで、少なくともこれはというところについて十分にできていない。ほかのいわゆる減税に対する主張に対しては、減税は少ないといわれるけれども、社会保障をやっているからいいじゃないか、社会保障制度を進めていくから減税が少くないのだという議論はそう当たらずに、減税は少ないか、それは減税に対してはそういう答弁をされ、ここではまたそのような消極的な御答弁をされる、これでは私は困ると思うのです。いままでのことをそう鋭くは追及しませんが、今後ほんとうにそのようなお気持ちを固めて推進される、そういう決意をひとつ国民のために表明していただく必要があると思う。もしそれがおできにならないならば、社会保障制度を大いにやるのだというこの看板はおろしていただきたいと思う。御答弁をお願いいたします。

○池田内閣総理大臣 先ほど来から言っておりますとおりでございます。社会保障制度拡充の看板をおろすなら、その前に内閣を投げ出すほうが政治の正道じゃないかと思ひます。

○八木(一)委員 その御答弁は非常に決意のほどが披露をされておりますが、総理大臣のメンツもおありかもしれませんが、それと十分ではなかつた、それを十二分にするため、今後前よりも積極的に取り組むという御答弁を願ひて、裏からの御答弁ではなしに、前向きの御答弁をひとつお願いいたします。

○池田内閣総理大臣 いまでも相当前向きだったと思ひます。私は、この委員会のみならず、大蔵委員会に行けば減税だとか金融だとか、いろいろなものがあつたので、やはり総合的に均衡のとれた形から申しますと、私のあれで社会保障関係の方々も大体御了解願ひえるのじゃないかと思ひます。

○八木(一)委員 これから申し上げることは非常に長い時間をかけて申し上げたかたのですが、ごく簡単に申し上げます。それは、内容の問題ではなくて、総理大臣の御決意とお気持ちの問題になります。八月に制度審議会の答申、勧告が出ましたときに、これは非常に重要な答申、勧告であるので、政治の最高責任者たる池田さんのおそれについての御決意を承りたいというところで、当社会労働委員会では、総理大臣の出席を求めたことを、与野党の理事が意見一致をいたしました。そして、その当時の秋田大助委員長も積極的に賛成をされまして、総理の出席について非常に努力をされたわけでありました。ところが、そのときには、国会の中での戦術というふうなことを国会対策委員長は言われました。社会労働委員会に総理が出席をすれば、ほかの委員会にも出席をしなければならぬというふうな、筋の通らない、政治のひん曲がつた理屈によつて、会期中に実現を見なかつた。それならば、休会中の審査でもいいから御出席を願ひたいということをやられたわけでありました。それに対して自民党の国会対策委員長や内閣の番頭役である官房長官が、非常に表面は

丁寧でございますが、実際はいんぎん無礼の形でその実現をしようと思ひない。私は、それについて秋田大助委員長が総理官邸まで行かれて、総理大臣にお会いになつたか官房長官に会われたかどつちか知りませんが、非常に熱心に努力をされたが、そのときには実現をしなければならぬことを熟知いたしております。その後、年を越えて、昨年の通常国会中にもこの問題について出席を求めましたところ、これが実現をしておりません。こういうことは非常に残念なことだと思ひます。もっと強く言えば、許しがたいと言つても過言ではないと思ひます。残念なことでございますが、私は総理大臣のお気持ちを伺ひたいのですが、総理大臣が前にこの社会労働委員会に來られまして、私と小林進委員長が質問をいたしましたときに、論議の過程で、その論議が政治を進める意味において大いに参考になった、特に小林さんに対してありがたうございましたというところを最後に言われました。非常にりっぱな総理の態度であつたと思ひわけでありました。そういう意味で、委員会には積極的に御出席になつて、たとえばそういう重大なものについて政府みずからこれを尊重するとか、どういふふうによつていくというふうな意見を表明される、委員会の討議を通じて、それを吸ひ上げて国政をなされる参考になるわけです。先日、水上勉氏の手紙についてお取り上げになつて、厚生大臣と両方とも御努力になつて、それに対応する重度精神薄弱児手当法案というものを提出された、それ自体はよいことだと思ひます。しかしながら、直訴につ

いて尊重されるならば、それとともに、それ以上に、あらゆる世論を集中し、与党、野党の人がそれを討議を、またそれについて内閣の意見をたすという場に積極的においでになることが、政治を欠陥なからしめるゆえんではないかと思ひます。総理大臣は、ほんとうの意味で政治に一生懸命に取り組まれる気持ちをお持ちになっておられると思ひますけれども、それであれば、お忙しいからしよつちゅうというわけじゃありませんけれども、お忙しいとしても時間の余裕があるわけでごさいます。そういうときには積極的に御出席になるという意思をお持ちになつてしかるべきだと思います。総理大臣が持つておられたら幸いでございませう。持つておられないで、国対委員長並びに官房長官の申し伝えに對して、そういうめんどうくさいところには行かないというお考えを持つておられるようであつたらば、これはゆゆしき問題であります。またそうでなしに、総理大臣が積極的にそういうふうに取り組む意欲を持つておられるにかかわらず、官房長官なりあるいは与党の国対委員長が、自分たちの間違つた考え方、総理が積極的に政治に参加するのをそのような茶坊主的なことで食ひとめようというようなことがあるならば、これは重大なことでありませう。その点で、自民党総裁として国対委員長長官の誤つた考え方をただされるか、官房長官の誤つたことをしかりつけて直させるか、それとも御自分が政治を担当するのがいやで逃げられたか、その三点のどれかについて、はっきりさしていただきたいと思ひわけでありませう。

○池田田務大臣 いろいろ内外のことがふくそうしてありますので、特に社会労働委員会だけを忌避してゐるのか、出たがらぬということはないのでありまして、全体の問題として十分国会あるいは内閣のほうと連絡をしながら、つとめて皆さんにお会いするようになつて、そうしてつとめて建設的な御意見を拝聴したい、こう考えております。

○八木(一)委員 それでは、その間の経過については総理大臣の良識をかりに信頼いたしまして、それ以上追及をいたしません、今後重大なときで、しかも時間について総理大臣の日程を勘案しながら御出席を要望したときに、その間の人がブレイキをかけるようなことがありましたときには、総理大臣から嚴重にしかられる、それが再三にわたりましたときには、総理大臣、総裁としてそのような不適な者はその任をえさるというふうなことを、ぜひしていただく必要があつたと思ひわけでありませう。そのことについては、総理大臣がそういうお気持ちでいられると理解いたしまして、これから質問を具体的に進めさせていただきますと思ひます。

その次に、国民年金法及び児童扶養手当法の一部改正案について御質問を申し上げたいと思ひます。

この国民年金につきましては、昭和三十四年の通常国会において、岸内閣坂田厚生大臣の時代に提出をされました。そのときに、総理大臣並びに厚生大臣は、いろいろな論議の中で、非常について内容のシステムが不十分で、間違つてゐる点があるのじゃないかという指摘に対して、最初のスタートだからか

速にこれを完全にしてまいりますからということをごさいますので、特に社会労働委員会だけを忌避してゐるのか、出たがらぬということはないのでありまして、全体の問題として十分国会あるいは内閣のほうと連絡をしながら、つとめて皆さんにお会いするようになつて、そうしてつとめて建設的な御意見を拝聴したい、こう考えております。

○八木(一)委員 お気持ちの急速はいいのですが、非常にゆつくり過ぎるのです。実を言いますと、まず金額の問題について申し上げてみたいと思ひます。国民年金法は六十五歳になつて四十年間保険料を納入した、あるいは免除になつたという要件、一番要件がよく

くなくなつたときで月三千五百円、拠出年金のほうであります。現在の生活保護法の基準は、年度の改定で、一級地の場合に四人世帯で一万六千円をこえておられます。これは世帯別、地域別あるいは年齢別、性別によつていろいろ違ひます。それから一級地においては一人当たり四千円をこえておられるわけです。ところが片一方の拠出年金のほうは、四十年間納入あるいは納入と同じ要件をつくつて、それからさらに五年後の四十五年後に月三千五百円の給付ということになつておられる。これでは、どういふ観点からいつてもあまりにも少な過ぎるということにならうと思ひます。

賢明な総理大臣は、これが少な過ぎることになつておられると思ひます。これはあまりひどいので、どうしてこれを引き上げる努力を厚生大臣に命じてされなかつたか、あるいは厚生大臣が言われたのに、どうして閣議においてそれがとまつたのか、そういう経過について総理大臣のお考えを伺ひたいと思ひます。

○池田田務大臣 国民年金につきましたごとく、できるだけ努力をいたしておるのをごさいます。いろいろな財政経済上の事情もございまして、徐々に、しかし心がまえとしては急速にやつていきたいと思ひます。

○八木(一)委員 お気持ちの急速はいいのですが、非常にゆつくり過ぎるのです。実を言いますと、まず金額の問題について申し上げてみたいと思ひます。国民年金法は六十五歳になつて四十年間保険料を納入した、あるいは免除になつたという要件、一番要件がよく

実質価値が完全に保持されるかどうかという危惧、あるいは国民の年金制度という長期の制度についての、むしろいいですから、理解の不足等がありまして、拠出制年金の発足は非常に難儀な状態にあったわけですね。そこで、根本的に世の中の経済が進んだに比して、国民年金の適用者は、自分の所得がほかのものに比して非常に伸びていないという条件がありますから、保険料の値上げということについては、非常に国民は理解を持たず、これに対して抵抗があり、これに対して快くしない状態があると思います。年金額を上げることは当然でございますけれども、それについて、日本の国民年金制度は世界で類がなく、ただ一つ完全な積み立て金方式をとっているわけでありまして。ただ一つでありまして。世界じゅうにこういう例はございません。そこで修正賦課方式をとる、入れるというふうな考え方、あるいはまた、国庫負担の率をもっとふやすというふうな考え方を持って、国民の理解がたい保険料の値上げなどをしないようにして、なるべく年金額を引き上げたいというふうな御努力をぜひお願いをしたいと思うわけなんです。これは重大な問題ですから、総理大臣といえども即時明確な御答弁は都合が悪いと思いますが、私の申し上げましたようなことをひとつ御理解をいただいて、前向きに御検討をお願いしたい。それについての総理大臣の御意見を伺いたいと思います。

かどうかという問題、しかし、いままで経済の進歩でそれがあまり心配ない、少な過ぎるという議論もありまして。だからこれは、やはり社会の進歩の状況、負担の状況あるいは国としての負担をどれだけの負担かということでは、先ほど申し上げました社会保障制度の拡充、年金と社会保障、生活保護、これは柱でございますから、こういうものにつまみましてできるだけ政府も考えていこうということに答えていきたいと思います。やはりこのことは、一般の方にもなかなかの込み込みにくい事柄でございますから、できるだけ説明をし、国民のためになるのだというPRをし、そして政府も一般国民もその気持ちになるということが、制度の運用拡充に一番いいことだと思っております。だから、その意味において政府としては、できるだけ政府の負担も今後考えていかなければなりません。

○八木(一)委員 政府の負担をできるだけ積極的に御考へになるという御答弁は、非常にけっこうだと思っております。さらに、修正賦課方式についてもひとつ御検討願いたいと思っております。私ども申し上げた意見も参考にされて、御検討いただくということとひとつ前向きにお答えをお願いいたします。

○池田国務大臣 修正賦課方式というのは、内容をよく知りませんので、検討してからにいたしたいと思っております。こういうことは非常に国民経済、財政に影響することでございますから、十分検討の上で、やはりそういうものを入れる入れないにつきましては、四十年の改定期につきましては十分検討の結果あらわれてくると思っております。

○八木(一)委員 時間がありませんから、先に進みます。

同じく金額の問題でございますが、福祉年金の金額であります。福祉年金の金額については、障害福祉年金、母子福祉年金もございまして、その中核は老齢福祉年金になります。昨年度の改正で、一月当たり千円のものから千五百円に増額になりました。増額になっておるのはいのちですけれども、岸内閣当時の発足した当時の物価変動についての公式の見解を政府に求めました。政府委員からの答弁によりましたら、その当時より本年まで、二五%の物価の上昇があったという御答弁でありました。これはこの委員会でも再三確認しております。そういたしますと、いまの千円はその当時の八百円の値打ちしかない。百二十五で割りますから、そういうことになるわけでありまして。現在の老齢福祉年金月千五百円は、岸内閣当時の八百八十円にしかたっていないわけでありまして。社会保障について熱心に取組まれておると言われておる池田さんに、このような穴があるわけでありまして。千円のものから八百円になる、千五百円であっても八百八十円の値打ちしかない。年金の金額というものは、年金の制度が出てからまだ幼稚なものでありますから、それ自体成育させるために、積極的に金額その他について発展をさせなければならぬ要件がある。そのほかに、生活水準の向上に従って発展をさせなければならぬ要件がございます。そのほかに、物価に対応して変えていかなければ実質価値が下がってくるという、三つの要件がある。その最低の最低の、三つの要件の最低の要件すら、いまの年金は果たしておらないわけでありまして。池

田さんは、社会保障に熱心に取り組むと言われながら、岸さんの時代よりもこの老齢福祉年金について実質価値が下がっている、こういうことであればならぬと思っております。本年度の改正には、その改定が出てこなかった。少なくともこの老齢福祉年金というものは、残念ながらいま過渡的な制度になっておりますが、早くしないと、二、三年後を待たなければその間に老人は死んでしまったり何かして、もうもたらう機会がなくなります。ですから、これは即時改定を要するものでございまして。少なくとも来年度においてはその問題について、老齢福祉年金あるいは母子福祉年金、障害福祉年金については大幅な金額の改定の必要があり、それを直さなければ、総理大臣としてのいろいろの公約に対しての態度とそぐわない、相反することにならうかと思っております。ぜひ、一番の責任を持ち、また、力を持っておられる総理大臣が、これについて来年度から大幅に引き上げるといふ御意思の御表明をお願いしたいと思っております。

○池田国務大臣 社会保障施策は各方面にわたっております。一つが物価の値上げに合わないからと、こういうので非難される、これはそのことだけ見れば非難に値するかもしれません。社会保障全体としては、相当力を入れていっているわけでございます。先ほどお話になりました、いまの生活保護基準にいたしましても、物価の値上げの倍、あるいは三倍くらいには私ははっておいて、片一方の上げ足らぬところをどうだとおっしゃられても、これはまたわれわれのほうも言いわけの

つくこととございまして、しかし、いずれにいたしましても、どの分を上げるかということにつきましては、やはりそこは前後の区別は置いていただかなければならぬ。お話のとおり初めの千円、これも国民に相当喜ばれました。変なことを言うようでありまして、私の実の姉ももらっておりまして、非常に喜ばれた。だから、これはふやしていきたいという気持ちは持っております。しかし私は、やはり全体を考へないとなかなかむずかしいので、そのことだけでひとつ非難をせず、これは少しやり足らぬから今度はやったらどうか、こういうことならば私は拝聴いたしますけれども、この分はやらぬ、やらぬというのは、全体の上から言っていかがなものかと思っております。

○八木(一)委員 私は野党だから、与党のことを悪口を言ったらすつとします。すつとしますけれども、そんなことばかりでは政治が進まないの、国民に喜ばれることが政治であって、与党と野党の政党的な立場などは二の次だと思っております。池田さんがいままでの欠点を認められて、来年度から急速に直すと言われるならば、過去を追ってもしょうがないから、そういう悪口はあまり申しません。しかし、そういう欠点があるのに、いろいろ大局的というふうなあいまいなばく然とした御答弁で、直すということを言われたいのならば、これについては追及をしなければならぬこと、いままでのことはいままでのこととして、そういうふうな積極的な上げなければならぬ要件、生活水準の向上について上げなければなら

ない要件、物価について対処しなければならぬ、その最低の要件すら満たしておられない。そういう状態でございませうから、来年度において、福祉年金の金額を相当大幅に努力をして上げられるというお気持ちを、ぜひ総理大臣から御表明を願いたい。

○池田内閣大臣 福祉年金について、老齢の分は一割三十八年には上げておる。百円の一割。しかし、母子年金につきましては、千円を千三百円にしてゐる。これは三割、物価の値上がり以上に上がつてゐる。それから障害年金は千五百円を千八百円。だから、これをもう少し上げたいと、この次にはどれが一番必要かという問題になってきますと、あなたの言う千円を千百円、一割の分を考えたければならぬ問題だ。しかし、母子年金の上げ方を多くすることが私は順序じゃないか。それから障害の人は初めから相当出ておりますから、これはあまり物価にも影響がないかもしれぬ。だから問題は、いまの千百、千三百、千八百のどれを一番先にするかという問題は、沿革的に言えばやっぱり老齢かもしれぬ、しかし、母子の状況も考えなければいけません、こういうことになってまいりますから、どれをどうしようという問題はない、全体としてやはりこういう問題につきましてはひとつ財政の状況を見ながら考えていくべきだ、こう私は思っております。

○八木(一)委員 総理大臣は日本の重要な、国家の総理大臣ですから、もつと自信を持って、そのくらしいことを即答で言っていただきたい。いまの母子年金、障害年金をたくさん上げたことは、これはその当時として、金額は幅は少ないけれども妥当です。というのは、最初にできたのは、選挙民の給付が非常に多かった。年寄りは世の中に多い、年寄りを先にされる娘さん、むすこさんが多い、そういうことで老齢福祉年金に重点が置かれて、それよりもはるかに所得保障の必要な障害福祉年金、母子福祉年金に対する手当てが少なかった。それについて数年間追及した答えとして、ごくちよっぴりと三百円値上げしたのであります。それは前のことのカバーだ。三百円値上げしたから、障害年金や母子年金がよいという問題ではありません。しかし、保障する分は、質的に見て障害、母子という順番でございすけれども、その対象人数が多い、考え方の中心として老齢がその中の大部分を占めてゐる、老齢を引き上げるかどうか福祉年金を上げるかどうか、あるいはまた年金制度を上げるかどうかというこの中心課題になる。老齢は、もちろん上げなければなりません。それとともに、母子も障害も、前より以上に上げなければならぬ。内閣総理大臣が、そのようにこつちを上げて、こつちを上げて、小幡なことではなしに、世界の一流国だということを言っておられるのですから、社会保障についても一流国に近づこうな気持ちでおられたならば、こんな小さな千円を千百円にするようなことを、総理大臣から言えば一ぺんに三千円にします——これは大蔵大臣が何とか言つても、財政については池田さんのほうが専門家だから、大蔵大臣を教えたつてさせる、そのような態度で御答弁を願いたいものであります。こういうふうに非常に足りなくて、おくら、しかも岸内閣当時より

も老齢福祉年金は少なくなつてゐる。障害年金は千五百円に対する三百円で、すから二割でありまして、障害年金は、ごくわずかでありますが岸内閣よりも少なくなつてゐる。母子年金についてやつととんとんでゐる。とんとんでゐる、これはとまったことになる、前進したことになる。そういうことでございすから、その三福祉年金全体について、あるいは準母子年金も入れて四福祉年金について、これは池田さんの決意で、厚生省がなまけていたらしかりつて、大幅に金額を引き上げたいと思ひます。御答弁をお願いいたします。

○池田内閣大臣 教育費もあまり出さなくともいいし、あるいは道路もそのまゝほつておけ、減税もしなくともいいということになれば——とにかく千円を三千円にしますと六、七百億円の費用が要りますから、減税もしない、あまり積極的な施策もしない、老齢年金だけを上げろというにもいきましますまい。だから、全部を勘案しながら適当にやつていくよりほかはないと思ひます。

○八木(一)委員 さすがに財政の大家だけあって、そういうことを言われるならば、三千円は、いま財政の大家でも数百億円を要するからこれは無理だ、三千円は支給しないけれども、来年度は少なくとも二千円くらいにはできると思う、そういうような御答弁、これは大事な御答弁であらうと思う。そういうようなお気持ちでやつていただきたいと思ひます。それでは、そういう点について御努力を願えるものというふうに理解をいたします。それはいかぬとおつしやるなら、また総理大臣おつしやつてください。そういうことでなければ、池田内閣の公約無視だと思われるのです。

その次に、あと、かけ足でいろいろと申します。福祉年金について、いろいろのバランスがとれてない点がたくさんございす。端的に具体的なものをお願い申し上げます。たとえば夫婦支給制限というのがございまして、おじいさんとおばあさんが老齢福祉年金をもらう条件に達しておる場合に、そのわずかな千五百円、千円というものが四分の一に減らされるということになる。これについては、これは不合理なもので、厚生省のほうでその減額の制度をやめたという原案を持っておられましたが、諸種の都合で遺憾ながら今度には差しとめになりました。しかし、これは当然次年度においては実現されるべきものであらうと思ひます。それについて、まだほかのことを続けて申してしまひます。

その次に、世界に恥ずべき点が一つある。というのは、配偶者所得制限という、総理大臣も御記憶ないと思ひますが、妙ちきりんな制度があるわけですが、この福祉年金についてはたくさん上げなければならぬけれども、金額がまだ十分でないから、ある程度の収入の人は少し待たせていただきたいという制度で、所得制限がございす。それについては、本人が十八万円以上の収入があるときにはこれを支給しないという条件がある。それからまた、通常で言えば世帯所得制限、正確に言えば扶養義務者の所得制限というのですが、五大家族のときに、今度改正案が通つたとして、六十五万円以上の人

は差し上げないということになつておるわけだ。その間に配偶者所得制限という妙なものがあつて、これは税法で規定してありますが、二十八万円をこえまうと支給されない。具体的に言うとおじいさんが働いておばあさんを養つておるときに、おじいさんに二十八万円以上の収入があるとかれないというわけだ。そこで総理大臣、ぜひお考えをいただきたいのは、非常にしあわせなおばあさん、むすこさんが親孝行、お嫁さんがあれで、ちゃんと家庭がしっかりして六十四、五万円の収入がある。そのおばあさんには老齢福祉年金がいく。ところが、むすこさんもお嫁さんもなくなつてしまつて、精神的にも物質的にも困つておるときに、おじいさんが、しょうがない、腰を曲げて働いて二十八万円の収入があると、おじいさんは自分の収入があるからくれなないのしょうがない、これは全く不合理です。世界じゅうどの国をさがしても一つもないです。こんな妙なものがあつて、これをなくしても平年度として年間一億四千万。そんなもののが未解決です。こんなものはけしからぬから、すぐ直せということ、総理大臣から厚生省におつしやつていただきたいと思う。そういう点がございす。

続けてあと申しますが、母子福祉年金には多子加算という制度がありまして、これは基本的な年金額のほかに、子供が多いと生活の苦しい程度が多かろうというわけで、金額は違ひますが、拠出制のほうも無拠出制のほうも、二番目の子供から加算を多くして少しづつ上げるようになっておる。そ

これは妥当でございますが、障害の場合にはそのような家族扶養加算がございません。これはバランスを失っておりまして、障害者の場合も、偶然に子供さんをたくさん持っておられたら生活の苦しい程度が多いわけでありまして、母子年金の多子加算と同じように扶養加算が必要であろうと思います。こういう点で未完成でございます。池田内閣の間に完成をさせていただく必要があらうと思う。そういう点についても直していただきたいと思う。

かけ足で申し上げて失礼でございます。以上三つについて総括的にひとつ御答弁を願いたい。

○池田國務大臣 社会保障制度相互間におきます併給の問題は、私が一昨年か一昨年に主張したことがございました。従来からのやりきたりの既成事実、既成観念もあります。また片一方では財政負担ということも強く主張されまして、十分でないところがあると思います。しかし、これは徐々にやはり先進国型に改めていくよう努力しなければならぬ問題だ。いまいつから改めますとは申し上げられません。やはり財政の問題もありますし、いままでの経過の問題もあります。所得制限なんかというのは、理屈というよりも、やはり財政上の問題が相当あると思います。しかしこれは何かにつけても、たとえば先般の引き揚げ者の問題も所得の制限をつけましたし、いろいろな点があると思いますが、今後十分研究していきたいと思ひます。

○八木(一)委員 さっきのような経過で、一つは厚生省の原案に入り、一つは年間平年にしても一億というような

わずかなことで済みますので、ぜひ来年度の改正案に盛りられるように総理大臣から御指示をひとつお願いしたいと思います。

それでは、残された時間で一番大切なことを申し上げたいと思います。年金制度については、国民が期待を持ちながら、別な面で不信の念がございいます。不信の念があるというのは何かと言えば、これは戦後のインフレによって、あらゆるそれに似た制度に自分が出した金が、実質価値がなくなったということについて非常に痛手をこうむっておりますので、非常に不信の念があるわけです。そういう点について、国民年金にはばく然とした規定はございするけれども、その規定では非常に不十分でございします。国民年金法の規定では、生活水準その他の条件が著しい変動を来したときには調整を加えるということを書いてあるわけでございますが、著しいということばでは、国民は、相当程度の変動があつても著しくないということでごまかされて、それで実質価値を失つてしまふというふうなことを考えるわけです。また生活水準その他では、生活水準にスライドするほかに、物価にスライドしなければならぬということがなおざりにされてしまふという気持ちを持つわけです。こういうような気持ちのために、抛出制のいろいろな年金に対して国民が積極的に協力し、それに期待を持つということが広がりないわけです。で、ございしますから、当然このようなスライドについて、たとえば物価と生活水準の向上、その両面について具体的に、割合に応じていくという明確な規定に直される必要がある

し、また、ないものについてはそれを規定される必要があると思います。それについての総理大臣の御見解を伺いたいと思います。

○池田國務大臣 非常に重大な問題でございまして、いまお話しのとおり、五年ごとにとすることもございますが、五年ごとということは五年でわかりますけれども、著しい変化ということについては定義がむずかしい、こういうことでございます。これはやはり、四十一年度のをれをつくりかえますときに十分考慮に入れる必要があると思います。物価の変動ということについてはわりに計算がしやすうございしますが、生活水準の向上ということ、これはなかなかむずかしい問題でございします。いずれにいたしましても、これは年金制度の基本に係る問題でございます。各国の事例等も十分検討しなければならぬ。それよりも、やはり物価が上がらないように——生活水準はうんと上がるように、物価は上がらないように、こういうことでいかなければならぬと思います。

○田口委員長 あと一分半ありますから、その間に結論をおまとめ願います。

○八木（一）委員 いまのような考え方で物価を上げないようにすることも必要ですが、もし上がったときに年金その他の関係者が損をすることがないように、それに対して信頼ができるように、ひとつ総理大臣のいまおっしゃったようなことでがんばっていただきたいと思ひます。また厚生省、大蔵省あたりに、そういう考え方で積極的に取組めということをはひとつ御指令を願ひたいと思ひます。

その次に、もう一回だけ申します

が、資金の運用についてでございます。国民年金あるいはそれと似たような制度につきましては、資金の運用が、新しい原資、新しく保険料収入があったものの四分の一が、いわゆる還

元融資に回っているような状態であり
ます。大蔵省のほうで、そのような資
金をその他の融資資金に使いたいとい
うような状態があることはわかってお
りますけれども、これではあまりに
ほんとうの対象者に対する還元が少な
いと思うわけであります。いままでの
投融资計画でも、いままでやってきた
わけでございますが、国民年金という
ものは数年前から新しくできた制度で
あります。が、厚生年金がもし今度保
料が上がると思へば、新しく原資が入
るわけであります。そういうものにつ
いて、相当多くの部分についてはこの
被保険者に還元されるようにする必要
があるかと思ひます。具体的には年
金制度に合うような老人ホームであ
るか、障害者の施設であるとか、母
子家庭であるとか、または被保険者に
直接に非常に関係のある住宅の問題
であるとか、そういう問題に融資を回
されるように、せっかくの方針を進め
ていただきたいと思うわけであります。
厚生省も熱心に取組んでおられます
が、大蔵省と競合しますので、厚生
省がもっともと言わなければならな
いのに、非常に御熱心におありにな
りながら腰弱なように思ひます。制度
の本质上、この積み立て金というも
のは、被保険者に支払うべきものが
積み立てられておるわけであります
から、被保険者のために使用するとい
うことが第一義的に必要だろ
うと思ひますので、被保険者に還元
する金額を非常に多く

する。またその管理については厚生省というような省が当たるように、政治を進めていただくようにお願いをしたうえであります。総理大臣の前向きな御答弁を期待いたします。

○池田田務大臣 国民年金の制度を創設する場合にもその問題がございまして、私は両方の意見を取り入れてやつたのでございます。また今年度の厚生年金につきましても、企業年金のあり方についていろいろ議論があつたようでございますが、そういう点については、第三者の意見を取り入れて妥結できたようでございます。両方に議論がある。しかしその両方に議論があるということは、いまの社会保障制度の必要性と、片一方、資金が不足しているわが国の現状において資金をいかに国家的に有効に使うか、これは社会保障の分であるからこれは厚生省だ、このの見方は議論の存するところだと思ひます。これはやはり全体として調和のとれた方法でいくべきだと考えております。

○八木（一）委員 いまの御答弁、それぞれのお立場、私もわからないではありません。しかし両方の言い分があつても、被保険者の言い分がいままであまりにも軽く扱われてきた。両方の言い分はありますけれども、そのバランスを被保険者のほうに重く見るようにひとつ政治を進めていただきたいというのを御要望申し上げます。

○田口委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○田口委員長 ただいま委員長の手元

に、伊東正義君、伊藤よし子君及び吉川兼光君より、国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する修正案が提出されております。

国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案に
対する修正案

国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち国民年金法第六十五條第五項の改正に関する部分中「に改める」を「に改め、同条第六項中「十八万円」を「二十万円」に改める」に改める。

第一条のうち国民年金法第六十七條第二項の改正に関する部分中「第二項第二号中」を「第二項第一号中「十八万円」を「二十万円」に改め、同項第二号中」に改める。

第二条のうち児童扶養手当法第十條から第十二條までの改正に関する部分の次に次のように加える。

第九條中「十八万円」を「二十万円」に改める。

第二条のうち児童扶養手当法第十三條第二項の改正に関する部分中「第二項第二号中」を「第二項第一号中「十八万円」を「二十万円」に改め、同項第二号中」に改める。

附則第九條第三項中「国民年金法」の下に「第六十五條第六項」を加える。

附則第十條第二項中「第十條」を「第九條」に改める。

○田口委員長 修正案の趣旨の説明を聴取いたします。伊東正義君。

○伊東正義委員 私は、ただいま議題となっており、国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案に對する自由民主党、日本社会党及び民主社会党三派共同提案にかかる修正案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げる。

お手元に修正案が配付してありますので、朗読は省略いたしますが、今回地方税法の改正に伴いまして、従来高齢者等の住民税の均等割りの非課税限度額が十八万円とされていましたが、これが二十万円に引き上げられることになりましたので、福祉年金及び児童扶養手当の受給者本人の所得による支給制限の限度額も、これにならって十八万円から二十万円に引き上げようとするものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○田口委員長 この際、本修正案について、国会法第五十七條の三による内閣の意見があればお述べ願いたいと存じます。小林厚生大臣。

○小林厚生大臣 ただいまの修正案につきましては、地方税法の改正に伴うものでありまして、この際やむを得ないものと考えます。

○田口委員長 修正案について御発言はありますか。

○田口委員長 御発言がなければ、これより修正案及び原案について討論を行なうわけですが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

これより内閣提出の国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案及びこれに對する修正案について採決に入ります。

まず、伊東正義君、伊藤よし子君及び吉川兼光君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田口委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田口委員長 起立総員。よって、国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案は、伊東正義君外二名提出の修正案のごとく修正議決いたすべきものと決しました。

○田口委員長 この際、松山千恵子君、八木一男君及び吉川兼光君より、国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案について附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、その趣旨の説明を求めます。

松山千恵子君。

○松山千恵子委員 私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党、三派共同提案にかかると国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案に對し附帯決議を付するの動議を提出いたします。案文を朗読いたします。

国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案に對する附帯決議

政府は国民年金制度の重要性にかんがみ左記事項につき速やかに実現するよう検討努力すること。

一 左の大綱に従つて改善を行なうこと。

1 各年金の年金額を大幅に引き上げることとし、厚生年金の改正との均衡をはかること。

2 老齢年金、老齢福祉年金の支給開始年齢を引き下げること。

3 福祉年金の給付制限を緩和すること。

4 保険料、年金額、給付要件、受給対象等すべての面において社会保障の精神に従つて改善すること。

5 右の実現のため大幅な国庫支出を行なうこと。

二 特に左の事項については可及的速やかに実現するよう努力すること。

1 各種福祉年金額を大幅に引き上げること。

2 各福祉年金の所得制限額を引き上げるとともに、所得水準上昇に伴い、これが自動的に引き上げられるよう検討すること。

3 夫婦とも老齢福祉年金をうける場合の減額制度を廃止すること。

4 老齢福祉年金及び障害福祉年金における配偶者所得制限を廃止すること。

5 母子福祉年金、準母子福祉年金については、精神薄弱者を扶養する場合は二十歳に達するまでこれを加算対象とすること。

6 障害年金障害福祉年金に關して配偶者並びに子につき加算制度を設けること。

7 内部障害の適用範囲をすべての疾病による障害及び精神薄弱者に及ぼすこと。

8 福祉年金と他の公的年金との併給の限度額の不均衡を是正すること。

9 保険料の免除を受けたものの年金給付については、更に優遇措置を講ずること。

10 拠出年金について物価変動及び生活水準向上の二要件に對する明確なスライド規定を設けること。

11 年金加入前の障害についても拠出制年金の支給対象にすると同様な給付を行なうこと。

12 障害年金障害福祉年金とともに障害の範囲につき拡大をはかること。

13 年金受給に達しない者の実納保険料がその被保険者のものとして確保されるようすること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○田口委員長 本動議について採決いたします。

本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田口委員長 起立総員。よって、本案については、松山千恵子君外二名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、小林厚生大臣より発言を求められておりますので、これを許します。小林厚生大臣。

○小林厚生大臣 ただいまの附帯決議

の趣旨を尊重し、善処いたしたいと存じます。

○田口委員長 ただいま議決いたしました本案についての委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田口委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明二十八日午前十時より委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後三時十六分散会

社会労働委員会議録第二十九号中正誤

ベシ段 行 誤 正

九二 三 購入 購入

五 元 ほか ほかの

二 三 五 いきたいふ いきたいと

三 二 元 五十円 五千円

四 二 臨んで 臨んで

二 出で 出で

一 一応許し 一応お許し

三 延べて 述べて

六 公象 公衆

三 本人に 本人の

三 二 されたりし されたりし

社会労働委員会議録第三十号中正誤

ベシ段 行 誤 正

九四 三 幸いだにと 幸いだと

三 大臣聞く 大臣に聞く

三 点晴 点晴

二 一 コクサリキ コクサクキ

社会労働委員会議録第三十一号中正誤

ベシ段 行 誤 正

二 形をとって 形をとって

三 二 ワーク ソーク

四 二年は 昨年は

七 三 事務当局 事務当局

八 二 点はどこか 点はどこか

九 三 坪等割り 均等割り

一〇 五 かわり わかり

二 七 前御 前後

三 三 この点 この際